

官 犁 號 外

昭和十六年二月九日

○第七十六回 衆議院議事速記録第十一號

昭和十六年二月八日(土曜日)	午後一時十七分開議	議事日程 第十一號	昭和十六年二月八日	午後一時開議
第一 外國爲替管理法改正法律案(政府提出)	第一 資本主義法中改正法律案(政府提出)	第一 資本主義法中改正法律案(政府提出)	第一 不動産融資及損失補償法中改正法律案(政府提出)	第一 不動産融資及損失補償法中改正法律案(政府提出)
第二 國稅徵收法中改正法律案(政府提出)	第二 國稅徵收法中改正法律案(政府提出)	第三 關稅法中改正法律案(政府提出)	第四 關稅法中改正法律案(政府提出)	第五 關稅法中改正法律案(政府提出)
第五 臨時資金調整法中改正法律案(政府提出)	第六 重要機械製造事業法案(政府提出)	第六 重要機械製造事業法案(政府提出)	第六 朝鮮銀行法及臺灣銀行法ノ臨時特例(政府提出)	第七 兌換銀行券條例ノ臨時特例(政府提出)
第七 兌換銀行券條例ノ臨時特例(政府提出)	第八 朝鮮銀行法及臺灣銀行法ノ臨時特例(政府提出)	第九 朝鮮銀行法中改正法律案(政府提出)	第十 臺灣銀行法中改正法律案(政府提出)	第十一 工作機械製造事業法中改正法律案(政府提出)
第十二 日本製鐵株式會社法中改正法律案(政府提出)	第一讀會	第一讀會	第一讀會	第一讀會
第一讀會	第一讀會	第一讀會	第一讀會	第一讀會

豫算委員	米窪 滿亮君	(富吉榮二君)	松本治一郎君	(西尾末廣君)	補闕
豫算委員	米窪 滿亮君	(富吉榮二君)	松本治一郎君	(西尾末廣君)	補闕
豫算委員	米窪 滿亮君	(富吉榮二君)	松本治一郎君	(西尾末廣君)	補闕
豫算委員	米窪 滿亮君	(富吉榮二君)	松本治一郎君	(西尾末廣君)	補闕
豫算委員	米窪 滿亮君	(富吉榮二君)	松本治一郎君	(西尾末廣君)	補闕

第六部選出	豫算委員	米窪 滿亮君	(富吉榮二君)	厚生書記官 高橋 敏雄
第六部選出	豫算委員	米窪 滿亮君	(富吉榮二君)	厚生書記官 高橋 敏雄
第六部選出	豫算委員	米窪 滿亮君	(富吉榮二君)	厚生書記官 高橋 敏雄
第六部選出	豫算委員	米窪 滿亮君	(富吉榮二君)	厚生書記官 高橋 敏雄
第六部選出	豫算委員	米窪 滿亮君	(富吉榮二君)	厚生書記官 高橋 敏雄

明治二十五年二月二十一日
三種類便物認可

昭和十一年法律第九十二號中改正法律案(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル)(政府提出)委員	辭任鈴木 英雄君	補闕森田 福市君
第五部選出	豫算委員	米窪 滿亮君

第七十六回 帝國議會大藏省所管事務政府委員被仰付	一去六日當任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ
第七十六回 帝國議會厚生省所管事務政府委員被仰付	一去六日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

第七十六回 帝國議會厚生省所管事務政府委員被仰付	一去六日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

第七十六回 帝國議會厚生省所管事務政府委員被仰付	一去六日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

第七十六回 帝國議會厚生省所管事務政府委員被仰付	一去六日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

第七十六回 帝國議會厚生省所管事務政府委員被仰付	一去六日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行
爲ニ付亦同ジ

第十四條 當該官吏、外國爲替管理委員
會ノ會長委員幹事若ハ第六條ニ規定ス
ル日本銀行其ノ他政府ノ指定スル者ノ
職員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依
ル職務執行ニ關シ知得タル法人又ハ人
ノ業務上ノ祕密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタ
ルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 第三條ノ財產ノ賣却價額其ノ
他本法ノ施行ニ關スル重要事項ニ付主
務大臣ノ諮詢ニ應ズル爲外國爲替管理
委員會ヲ置ク

外國爲替管理委員會ノ組織及權限ハ勅
令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員廣瀬豐作君登壇〕

政府委員(廣瀬豐作君) 只今議題トナリ
シタ外國爲替管理法中改正法律案ニ付テ
案ノ理由ヲ説明致シマス

現行外國爲替管理法ハ、昭和八年五月施
以來、數次ノ改正ニ依リマシテ之ヲ補整
テ參リマシタノデ、現在デハ主トシテ國
結條約等、世界政局ノ變動ニ伴フ複雜ナル
收支ノ均衡ヲ目途トスル平時的爲替管理
形態ト致シマシテハ、略、完備致シタノデ
リマスガ、歐洲戰爭ノ勃發竝ニ三國條約ノ
要ヲ生ズルニ至ツタノデアリマス、即チ
戰國ハ申スマデモナク、其ノ他ノ諸國モ
防ノ強化國力ノ充實ヲ圖ル爲メ、ソレ
貿易若シクハ爲替ニ關シ强度ノ統制措
シマスルニハ、本邦側ニ於キマシテモ亦
外決済方法ニ關スル統制範圍ヲ擴充致シ

外貨、資産等ニ付キ其ノ保全の措置又ハ活用方法ヲ講ジマシテ、或ハ又我ガ對外權益擁護ノ爲メ、有效適切ナル措置ヲ執ル等ノ必要ガ増大シテ參ツタノデアリマス、然ルニ現行法ニハ是等ニ關スル規定ヲ缺イテ居リマスルノデ、今回之ヲ追加致シマスルト共ニ、從來ニ於ケル運用ノ經驗ニ徴シマシテ、追加補整ヲ必要ト認メマシタ事項ヲモ、此ノ際併セテ改正致シ、以テ其ノ内容ノ整備強化ヲ圖ラントスルモノデアリマス。以上ノ理由ニ依リマシテ茲ニ本改正法律案ヲ提出シタ次第アリマス、何卒御審議ノ上協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス（拍手）。

○議長（小山松壽君） 本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮り致シマス

○服部崎市君 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託サレンコトヲ望ミマス

○議長（小山松壽君） 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第二及ビ第三、便宜上一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第一、國稅徵收法中改正法律案、日程第三、關稅法中改正法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——廣瀬大藏次官

第二 國稅徵收法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

第三 關稅法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

第二十四條ニ左ノ一項ヲ加フ

公益上必要アル場合ニ於テハ隨意契約

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附 則
關稅法中改正法律案
關稅法中左ノ通改正ス
第五十條ニ左ノ一項ヲ加フ
公益上必要アル場合ニ於テハ隨意契約
ヲ以テ前項ノ公賣ニ代フルコトヲ得
附 則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
〔政府委員廣瀬豐作着登壇〕
○政府委員廣瀬豐作着〔廣瀬豊作君〕只今議題トナリ
マシタ國稅徵收法中改正法律案竝ニ關稅法
中改正法律案ニ付キ、一括シテ改正ノ理由
ヲ説明致シマス
國稅徵收法ニ基ク滯納處分ニ依リマシテ
差押ヘタル物件、竝ニ關稅法ニ依リ收容シタ
ル貨物ノ分ニ付マシテハ、現行法上ソレハ
公賣ニ依ツテ之ヲ賣却スルコトト相成ツテ
居ルノデアリマス、然ルニ是等ノ物件ノ處
分ヲ公賣ノ方法ノミニ限ツテ置キマスルコ
トハ、國家總動員法ニ基ク價格等統制令又
ハ輸出入品等ノ臨時措置ニ關スル法律ニ基
ク物資配給統制規則等ノ施行上適當デナイ
場合ヲ生ズルコトガアリマスルノデ、斯カ
ル不都合ヲ避ケマスル爲ニ、公益上必要ア
ル場合ニ於キマシテハ、國稅徵收法ニ依ル
差押物件、竝ニ關稅法ニ依ル收容貨物ノ處
分ハ、必ズシモ公賣ニ依ラズ、隨意契約ニ
依ツテモ之ニ賣却シ得ルコトニ、ソレハ
法律ヲ改正致シマシテ、價格等統制令其ノ
他ノ統制法規トノ調和ヲ圖ラントスルモノ
デアリマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛
ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス
○議長〔小山松壽君〕各案ノ審査ヲ付託ス
ベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮詢致シマス
○服部崎市君 日程第二及ビ第三ノ兩案ハ
一括シテ政府提出、關稅定率法中改正法律案
外一件委員ニ併セ付託サレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕
○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第四及ビ第五ハ、便宜上一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ
○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、日程第四、不動産融資及損失補償法中改正法律案 日程第五、臨時資金調整法中改正法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——廣瀬大藏次官
第四 不動産融資及損失補償法中改正
法律案(政府提出) 第一讀會
第五 臨時資金調整法中改正法律案
(政府提出) 第一讀會
不動産融資及損失補償法中改正法律案
不動産融資及損失補償法中左ノ通改正ス
第二條中「九年」ヲ「十二年」ニ、「十八年」ヲ「二十一年」ニ改ム
第七條第二項ヲ削リ同條第一項中「不動
產融資損失審査會」ヲ「日本銀行特別融通
及損失補償法第五條ノ特別融通損失審査
會」ニ改ム
附 則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本法施行前不動産融資損失審査會ノ決定
シタル融資銀行ノ受ケタル損失及其ノ額定
ハ第七條ノ改正規定ニ依ル特別融通損失
審査會ノ決定シタルモノト看做ス
臨時資金調整法中改正法律案
臨時資金調整法中左ノ通改正ス
第六條中「十億圓」ヲ「十億圓」ニ改ム
第十三條中「五億圓」ヲ「十億圓」ニ改ム
附 則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(政府委員廣瀬豐作君登壇)
○政府委員(廣瀬豐作君) 只今議題トナリ

入ニ因リ重要機械ノ市價ノ低落ヲ來シ
重要機械製造事業ノ確立ヲ妨ダルノ虞
アルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依
リ關稅調查委員會ノ議ヲ經テ期間ヲ定
メ重要機械又ハ其ノ部分品ニ對シ關稅
定期法別表輸入稅表ニ定ムル輸入稅ノ
外其ノ物品ノ價格ノ五割ニ相當スル金
額以下ノ輸入稅ヲ課スルコトヲ得

第十二條 重要機械製造事業者其ノ設備
ヲ増設シ又ハ變更セントスルトキハ命
令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ク
ベシ

第十三條 重要機械製造事業者其ノ事業
ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ
休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所
ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

重要機械製造事業者タル法人ノ合併又
ハ解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ
政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效
力ヲ生ゼズ

第十四條 重要機械製造事業者ハ命令ノ
定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ニ
之ヲ届出デ又ハ政府ノ認可ヲ受クベシ
政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫
ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 重要機械製造事業者ト他ノ重
要機械製造事業者又ハ第二條第一項但
書ノ規定ニ該當スル重要機械製造事業
ヲ營ム者トノ間ニ重要機械ノ製造又ハ
販賣ニ關シ命令ノ定ムル協定成立シタ
ルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ政
府ニ届出ヅベシ其ノ變更又ハ廢止アリ
タルトキ亦同ジ

第十六條 政府ハ重要機械製造事業者ニ
對シ業務及財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲
サシムルコトヲ得

政府ハ重要機械製造事業者ニ對シ業務
及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發
シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當
該官吏ヲシテ重要機械製造事業者ノ事
務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場
所ニ臨檢シ業務若ハ財產ノ狀況又ハ帳
簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコ
トヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示
ス證票ヲ攜帶セシムベシ

第十七條 政府公益上必要アリト認ムル
トキハ重要機械製造事業者ニ對シ重要
機械ノ販賣價格若ハ販賣條件ニ變更ヲ
命ジ又ハ重要機械ノ需要供給ヲ調節ス
ル爲必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府重要機械製造事業ノ發達
ヲ圖ル爲又ハ軍事上特ニ必要アリト認
ムルトキハ重要機械製造事業者ニ對シ
重要機械又ハ其ノ部分品ニ付研究、試
作其ノ他製造ニ關スル命令ヲ爲シ又ハ
設備ノ擴張、改良、變更若ハ工場ノ移
轉ヲ命ズルコトヲ得

第十九條 政府軍事上必要アリト認ムル
トキハ重要機械製造事業者ニ對シ特殊
設備ノ施設其ノ他軍事上必要ナル事項
ヲ命ズルコトヲ得

第二十條 前二條ノ規定ニ依リ爲シタル
命令ニ因リ生ジタル損失ハ勅令ノ定ム
ル所ニ依リ政府之ヲ補償ス

前項ノ補償ヲ件ハキ命令ハ之ニ因リ
要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協
定ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキ
ハ重要機械製造事業者ニ對シ他ノ重要
機械製造事業者ニ事業ヲ讓渡シ又ハ他
ノ重要機械製造事業者ヨリ事業ヲ讓受
クベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ
於テ讓渡ノ條件ニ付關係者間ニ於テ協
議ヲ爲スコト能ハズ又ハ協議調ハザル
テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十一條 政府重要機械製造事業ノ發
達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキ
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ重要機械製造
事業者ニ對シ重要機械ノ製造若ハ販賣
ニ關シ協定ノ設定ヲ命ジ又ハ協定ノ加
盟者若ハ其ノ協定ニ加盟セザル重要機
械製造事業者ニ對シ其ノ協定ノ全部若

ハ一部ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ
得

第二十二條 政府重要機械製造事業ノ發
達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキ
ハ重要機械製造事業者ニ對スル協力ヲ爲
シ又ハ他ノ重要機械製造事業者ヨリ協
力ヲ受クルコトヲ命ズルコトヲ得

第二十三條 政府重要機械製造事業ノ發
達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキ
ハ重要機械製造事業者ニ對シ重要機械
ノ製造ニ關スル技術又ハ研究ニ付他ノ
重要機械製造事業者ニ對スル協力ヲ爲
シ又ハ他ノ重要機械製造事業者ヨリ協
力ヲ受クルコトヲ命ズルコトヲ得

第二十四條 前二條ノ規定ニ依ル命令ア
リタル場合ニ於テ費用ノ負擔又ハ對價
ニ付關係者間ニ於テ協議ヲ爲スコト能
ハズ又ハ協議調ハザルトキハ政府之ヲ
裁定ス

第二十五條 政府重要機械製造事業ノ發
達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキ
ハ重要機械製造事業者ニ對シ他ノ重要
機械製造事業者ニ事業ヲ讓渡シ又ハ他
ノ重要機械製造事業者ヨリ事業ヲ讓受
クベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ
於テ讓渡ノ條件ニ付關係者間ニ於テ協
議ヲ爲スコト能ハズ又ハ協議調ハザル
テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十六條 政府重要機械製造事業ノ發
達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキ
ハ重要機械ノ製造ニ必要ナル機械又ハ
器具ヲ所有シ又ハ所持スル者ニ對シ其
ノ讓渡又ハ賃貸ニ付命令ノ定ムル所ニ
ノ使用ヲ制限スルコトヲ得

第二十七條 重要機械製造事業者ハ前條
ノ規定ニ依ル裁定又ハ第二十六條ノ規
定ニ依ル決定アリタル場合ニ於テ費用
ノ負擔、對價、讓渡價格又ハ賃貸料ニ
付不服アル者ハ其ノ裁定又ハ決定ノ通
知ヲ受ケタル日（裁定又ハ決定ノ通知
ヲ受ケザル者ニ付テハ其ノ公示ノ日）
ヨリ三十日以内ニ通常裁判所ニ出訴ス
ルコトヲ得

第二十八條 第二十四條若ハ第二十五條
ノ規定ニ依ル裁定又ハ第二十六條ノ規
定ニ依ル決定アリタル場合ニ於テ費用
ノ負擔、對價、讓渡價格又ハ賃貸料ニ
付不服アル者ハ其ノ裁定又ハ決定ノ通
知ヲ受ケタル日（裁定又ハ決定ノ通知
ヲ受ケザル者ニ付テハ其ノ公示ノ日）
ヨリ三十日以内ニ通常裁判所ニ出訴ス
ルコトヲ得

第二十九條 第二十二條乃至前條ニ定ム
ルモノノ外裁定及決定、重要機械ノ製
造ニ關スル技術又ハ研究ノ協力、重要
機械ノ製造ニ必要ナル見本機械又ハ圖
面ノ利用、重要機械製造事業者間ノ事
業ノ讓渡又ハ讓受竝ニ重要機械ノ製造
ニ必要ナル機械又ハ器具ノ讓渡又ハ賃
貸ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之
ヲ定ム

第三十條 政府重要機械製造事業ノ發達
ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ
重要機械製造事業者ニ對シ其ノ供給ヲ
受クル部分品ノ種類若ハ數量又ハ供給
者ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ重要機械製造事業者
ニ對シ重要機械ノ製造ニ政府ノ指定ス
ル設計、原料若ハ材料又ハ部分品若ハ
附屬品ヲ使用スベキコトヲ命ジ又ハ其

第三十二條 政府ハ重要機械又ハ其ノ部

シ、尙ほ遼色ガアリマスコトハ、否定出來
ナイ事實デアリマシテ、未ダ重要機械ニ付
キ海外依存ノ状態ヲ完全ニ脱却スルノ域ニ
達シテ居ラナイノデアリマス、斯カルガ故
ニ斯業振興ノ必要ハ從來ヨリ病感セラレテ
居リマシテ、自動車及ビ工作機械ノ製造事
業ニ付テハ、既ニソレノ單行ノ事業法ヲ
制定シテ、其ノ目的達成ニ努メツツアルノ
デアリマスガ、特ニ現下ノ時局ニ際シマシ
テハ、其ノ他ノ重要機械ノ製造事業ニ付テ
モ、其ノ根本的確立ヲ圖ルコトハ、國家最
大ノ急務ト存ズル次第アリマス、而シテ
重要機械製造事業確立ノ方策ト致シマシテ
ハ、其ノ特質ニ即應シテ適切ナル各種ノ助
長方策ヲ講ジ、以テ其ノ國產化ヲ促進スル
ト共ニ、他面適當ナル指導監督ニ依リ、其
ノ製造技術ノ向上ヲ圖ルコトガ、緊要デア
ラウト考ヘルノデアリマス、本法案ハ此ノ
目的ヲ達スルコトヲ期スルノデアリマス、
何卒十分御審議ノ上御協賛アランコトヲ希
望致シマス(拍手)

○副議長(田子一民君) 本案ノ審査ヲ付託

スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮詢致シマス

○副議長(田子一民君) 服部君ノ動議ニ御

異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」と呼ぶ者アリ)

○副議長(田子一民君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程

第七乃至至第十ハ、便宜上一括議題トナスニ

御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」と呼ぶ者アリ)

○副議長(田子一民君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ日程第七、兌換銀行券條例ノ臨

時特例ニ關スル法律案、日程第八、朝鮮銀

行法及臺灣銀行法ノ臨時特例ニ關スル法律

案、日程第九、朝鮮銀行法中改正法律案、

日程第十、臺灣銀行法中改正法律案、右四

案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——廣瀬
太藏次官

第七条 兌換銀行券條例ノ臨時特例ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第八条 朝鮮銀行法及臺灣銀行法ノ臨時特例ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第九条 朝鮮銀行法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十条 臺灣銀行法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第一条 朝鮮銀行及臺灣銀行ハ大藏大臣ノ定ムル金額ヲ限り銀行券ヲ發行スル

朝鮮銀行及臺灣銀行ハ必要アリト認ム
ルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ

金額ヲ超エテ銀行券ヲ發行スルコトヲ
得此ノ場合ニ於テ朝鮮銀行及臺灣銀行

ハ前項ノ金額ヲ超過スル發行高ニ對シ
大藏大臣ノ定ムル割合ヲ以テ發行稅ヲ

納ムベシ但シ其ノ割合ハ年三分ヲ下ル
コトヲ得ズ

大藏大臣第一項ノ金額ヲ定メタルトキハ
ヘ之ヲ公示スベシ

第二條 朝鮮銀行及臺灣銀行ハ銀行券發
行高ニ對シ保證トシテ同額ノ金貨、地
金銀、兌換銀行券、日本銀行ニ對スル
預ケ金、國債證券其ノ他確實ナル證券
又ハ商業手形ヲ保有スルコトヲ要ス

大藏大臣必要アリト認ムルトキハ朝鮮
銀行及臺灣銀行ニ對シ前項ノ規定ニ依
リ保有スル金貨、地金銀、兌換銀行券
及日本銀行ニ對スル當座預け金ノ總額

ノ銀行券發行高ニ對スル割合ニ關シ必
要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三條 朝鮮銀行及臺灣銀行ハ大藏大臣
ノ定ムル所ニ依リ銀行券發行高ヲ官報
ニ公告スベシ

附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
昭和十四年法律第五十九號ハ之ヲ廢止ス

本法ハ支那事變終了後一年内ニ之ヲ廢止
スルモノトス

朝鮮銀行法第二十二條及第二十四條並ニ
臺灣銀行法第九條及第二十五條第二項ノ

規定ハ當分ノ内之ヲ適用セズ

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二
十條ノ二ノ改正規定ハ昭和十六年七月一
日ヨリ之ヲ施行ス

スルモノトス

案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——廣瀬
太藏次官

第七条 兌換銀行券條例第二條及第八條ノ規定ハ
當分ノ内之ヲ適用セズ

朝鮮銀行法及臺灣銀行法ノ臨時特例ニ
關スル法律案

第一条 朝鮮銀行及臺灣銀行ハ每營業年度ニ於
テ利益金ヨリ左ニ掲クル金額ヲ控除シ
タル殘額ノ四分ノ一ヲ政府ニ納付スヘ
シ

二 前條ノ規定ニ依リ積立ツヘキ金額
ノ最少額ニ相當スル金額

利益金ヨリ前項第一條及第二號ノ金額ヲ控除
シタル殘額ノ四分ノ一ヲ政府ニ納付スヘシ

三 前項ノ規定ニ依ル納付金額ヲ控除
スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ一ヲ更
ニ政府ニ納付スヘシ

附則 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二
十條ノ二ノ改正規定ハ昭和十六年七月一
日ヨリ之ヲ施行ス

スルモノトス

案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——廣瀬
太藏次官

第七条 兌換銀行券條例第二條及第八條ノ規定ハ
當分ノ内之ヲ適用セズ

朝鮮銀行法中改正法律案

第一条 朝鮮銀行法中改正法律案

○政府委員(廣瀬豐作君)　只今議題トナリ
マシタ兌換銀行券條例ノ臨時特例ニ關スル
法律案外三件ニ付テ説明致シマス
先づ兌換銀行券條例ノ臨時特例ニ關スル
法律案ニ付テ説明致シマス、現行ノ兌換銀
行券發行制度ニ依リマスレバ、兌換銀行券
ノ發行ハ、之ヲ正貨準備ニ依ル發行ト保證
ニ依ル發行トニ區分スル建前デアリマスガ、
斯カル發行制度ハ現在ニ於テハ既ニ其ノ意
義ヲ失ヒマシテ、之ヲ其ノ儘放置スルコト
ハ、舊ニ兌換銀行券發行ノ實情ニ副ハナイ
バカリデハナク、却テ今後ニ於ケル通貨政
策遂行上障碍トナルモノト認メラマスノ
デ、此ノ際正貨準備發行ト保證發行トノ區
分ヲ停止致シマスルト共ニ、兌換銀行券ノ
發行限度ハ、政府諸般ノ經濟金融政策ト睨
合ハセマシテ、大藏大臣ガ之ヲ決定スルコ
トト致シ、以テ事態ノ推移ニ應ジ得ル、彈
力性アル制度タラシムルヲ適當ト認メタノ
デアリマス、次ニ兌換銀行券ノ種類及ビ發
行高ニ關スル公告ノ方法ハ、今後事態ノ推
移ニ應ジマシテ、適宜之ヲ變更シ得ルコト
トスルノ必要ガアリマスノデ、大藏大臣ニ
於テ其ノ種類ヲ必要ニ應ジテ追加シ、又ハ
其ノ公告ノ方法ヲ定ムルコトスルノヲ適
當ト認メタノデアリマス、而シテ右ノ諸點
ニ關スル改正ヲ恆久的立法ニ依ツテ行ヒマ
スルコトハ、未ダ時機熟セザルモノト認メラ
レマスゾデ、此ノ際ト致シマシテハ、本案
ノ如ク臨時の措置トシテ之ヲ行ハントスル
モノデアリマス

次ニ朝鮮銀行法及臺灣銀行法ノ臨時特例
ニ關スル法律案ニ付テ説明致シマス、現行
ノ朝鮮銀行券及ビ臺銀行券ノ發行制度ハ、
現行兌換銀行券發行制度ト大體同様デアリ
マシテ、銀行券ノ發行ヲ、仕拂準備ニ依ル發
行ト保證ニ依ル發行トニ區分スル建前デア
リマスルガ、兌換銀行券發行制度ヲ前述ノ
如ク改正スルニ伴ヒマシテ、是ト同様ノ理

由ニ依リ、此ノ際兩銀行券ノ仕拂準備發行ト保證發行トノ區分ハ、之ヲ停止致シマスルト共ニ、兩銀行券ノ發行限度内及ビ其ノ發行高ニ關スル公告ノ方法ハ、大藏大臣ガ之ヲ定メルコトスルヲ適當ト認メタ次第デアリマス、唯現在兩銀行券ハ兌換銀行券ニ對シ特殊ノ依存關係ニアリマスルカラシテ、兩銀行券ノ兌換銀行券ニ對スル兌換性ヲ確保スル爲ニ、大藏大臣ハ必要ニ應ジテアルト認メラレルノデアリマス、次ニ兩銀行ガ銀行券發行高ニ對シ一定割合ノ兌換銀行券、又ハ是ト經濟上同視スベキ物件ヲ保有スペキコトヲ命ジ得ルコトスルノ必要ガアルト認メラレルノデアリマス、次ニ日本銀行ニ對スル預ケ金ハ、之ヲ經濟上ヨリ見マスレバ、兌換銀行券ト實質的ニ何等異ナル所ガアリノデアリマスカラシテ、之ヲ兩銀行券ノ保證物件中ニ加フルコト致シタノデアリマス、而シテ右ノ諸點ニ關スル改正モ、兌換銀行券發行制度ノ改正ト同様、臨時措置トシテ之ヲ行フヲ適當ト認メタノデアリマス

益増大スルモノト認メラレマスルノ元此ノ特權ニ對スル報償トシテ臺灣銀行ノ利益ノ一定部分ヲ政府ニ納付セシムルコトが必要ト認メラルノアリマス然ルニ朝鮮銀行及ビ臺灣銀行ハ共ニ大正末期以來業況ノ不振ニ陥リマシテ爾來長ク内容ノ整理ニ專念シテツタノデアリマスルガ近年兩銀行ノ業況ハダイニ立直リマシテ毎期相當多額ノ利益ヲ挙ゲルニ至リマシタノデ此ノ際鮮銀行納付金制度ヲ整備致シマスルト共ニ臺灣銀行ニモ是ト同様ノ納付金制度ヲ新設スルノヲ適當ト認メタ次第デアリマス以上説明致シマシタ各法律案ニ付キマシテハ何卒御審議ノ上速カニ御協賛アランコトヲ希望致シマス(拍手)

○副議長(田子一民君) 各案ノ審査ヲ付託スペキ委員ノ選舉ニ付テ御諮り致シマス

○服部崎市君 日程第七乃至第十ノ四案ハ一括シテ政府提出外國爲替管理法改正法律案委員ニ併セ付託サレンコトヲ望マス

○副議長(田子一民君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○副議長(田子一民君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第十一及ビ第十二ハ便宜上一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○副議長(田子一民君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第十一、工作機械製造事業法中改正法律案、日程第十二、日本製鐵株式會社法中改正法會社法中改正法律案右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——小林商工大臣

第十一 工作機械製造事業法中改正法
律案 政府提出 第一讀會

第十二 日本製鐵株式會社法中改正法
律案(政府提出) 第一讀會

工作機械製造事業法中改正法律案
工作機械製造事業法中左ノ通改正ス
第三條第一項但書ヲ削ル
第四條第一項中「前條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ」ヲ「前條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニシテ其ノ設備が命令ノ定ムル規模以上ナルモノハ」ニ改ム同條第三項中「前條ノ許可ヲ受ケタル者」ノ下ニ「ニシテ第一項ニ掲タルモノ」ヲ加へ同項ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ其ノ設備が第一項ノ命令ノ定ムル規模ニ達セザル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
第五條第一項中「第三條ノ許可ヲ受ケタル會社（工作機械製造會社）」ヲ「第三條ノ許可ヲ受ケタル者（工作機械製造事業者）」ニ、同條第三項中「工作機械製造會社」ヲ「工作機械製造事業者」ニ改ム
第六條、第十二條、第十八條、第二十條及第二十五條中「工作機械製造會社」ヲ「工作機械製造事業者」ニ改ム
第七條第一項及第四項並ニ第八條中「工作機械製造會社」ヲ「工作機械製造事業者」ニ、「所得ニ對スル法人稅」ヲ「所得稅又ハ所得ニ對スル法人稅」ニ改ム
第九條中「所得ニ對スル法人稅」ヲ「所得稅又ハ所得ニ對スル法人稅」ニ改ム
第十條第一項中「工作機械製造會社」ヲリテハ各年ノ資本金額ニ改ム
「命令ヲ以テ定ムル工作機械製造事業者タル株式會社」ニ改ム
第十三條 工作機械製造事業者ノ營ム工作機械製造事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス
第十四條第一項及第十七條中「工作機械製造會社」ヲ「工作機械製造事業者タル株

式會社」ニ改ム

第十五條第一項中「工作機械製造會社」ヲ「工作機械製造事業者」ニ、同條第二項中「工作機械製造會社」ヲ「工作機械製造事業者タル法人」ニ改ム

第十六條第一項ヲ左ノ如ク改ム
工作機械製造事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ニ之ヲ届出デ又ハ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十六條ノ二 工作機械製造事業者ト他ノ工作機械製造事業者ニ對スル協力ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ工作機械製造事業者ヨリ協力ヲ受クルコトヲ命ズルコトヲ得

第十六條ノ二 工作機械製造事業者ト他ノ工作機械製造事業者トノ間ニ工作機械ノ製造又ハ販賣ニ關シ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ政府ニ届出ヅベシ其ノ變更シ又ハ廢止アリタルトキ亦同ジ

政府公益上必要アリト認ムルトキハ前項ノ協定成立シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ政府ニ届出ヅベシ其ノ變更ヲ得

第十九條第一項中「工作機械製造會社」ヲ「工作機械製造事業者」ニ改メ同條第二項ヲ削ル

第十九條ノ二 政府工作機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ工作機械製造事業者ニ對シ工作機械又ハ其ノ部分品ニ付研究試作其ノ他製造ニ關スル命令ヲ爲シ又ハ設備ノ擴張、改良、變更若ハ工場ノ移轉ヲ命ズルコトヲ得

第二十一條第一項中「第十九條第二項又ハ前條」ヲ「前二條」ニ改ム
第二十一條ノ二 政府工作機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ工作機械製造事業者ニ對シ其ノ命令ノ定ムル所ニ依リ工作機械製造事業者タル者若ハ其ノ協定ニ加盟セザル工作機械製造事業者ニ對シ其ノ協定ノ一部ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十一條ノ三 政府工作機械製造事業

ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ工作機械製造事業者ニ對シ工作機械ノ製造ニ關スル技術又ハ研究ニ付

他ノ工作機械製造事業者ニ對スル協力ヲ爲シ又ハ其他ノ工作機械製造事業者ヨリ協力ヲ受クルコトヲ命ズルコトヲ得

第二十一條ノ四 政府工作機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ工作機械製造事業者ニ對シ其ノ利用機械若ハ圖面ヲ所有シ若ハ所持スル者ニ對シ工作機械製造事業者ニ之ヲ利用セシメ又ハ工作機械製造事業者ニ對シ之ヲ利用スルコトヲ命ズルコトヲ得但シ特許又ハ登録實用新案ニ係ルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條ノ五 第二十一條ノ五若ハ第二十一條ノ六ノ規定ニ依ル裁定又ハ第二十一條ノ七ノ規定ニ依ル決定アリタル場合ニ於テ費用ノ負擔、對價、讓渡價格又ハ質貸料ニ付不服アル者ハ其ノ當裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十一條ノ六 政府工作機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ工作機械製造事業者ニ對シ他ノ工作機械製造事業者ニ事業ヲ讓渡シ又ハ他ノ工作機械製造事業者ヨリ事業ヲ讓受ケバキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十一條ノ七 第二十一條ノ三乃至前條ニ定ムルモノノ外裁定及決定、工作機械ノ製造ニ關スル技術又ハ研究ノ協力、工作機械ノ製造ニ必要ナル器具見本機械又ハ圖面ノ利用、工作機械製造事業者間ノ事業ノ讓渡又ハ讓受竝ニ工作機械ノ製造ニ必要ナル器具又ハ機械ノ讓渡又ハ質貸ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條ノ八 第二十一條ノ十一 政府工作機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ工作機械製造事業者ニ對シ其ノ供給ヲ受クル部分品ノ種類若ハ數量又ハ供給者ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十一條ノ十二 政府ハ工作機械製造トキハ工作機械ノ製造ニ必要ナル器具又ハ機械ヲ所有シ又ハ所持スル者ニ對シ其ノ讓渡又ハ質貸ニ付命令ノ定ムルシ其ノ讓渡又ハ質貸ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ工作機械製造事業者ト協議ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十一條ノ十三 政府ハ工作機械又ハ部品若ハ一部ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

爲スコト能ハズ又ハ協議調ハザルトキハ政府ハ當該事項ニ付必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

第二十一條ノ八 工作機械製造事業者ハ前條ノ規定ニ依リ讓受ケ又ハ借受ケタル器具又ハ機械ヲ政府ノ指定スル工作機械ノ製造以外ノ用途ニ使用スルコトヲ得ズ但シ政府ノ許可ヲ受ケタル場合

第二十一條ノ九 第二十一條ノ五若ハ第二十一條ノ六ノ規定ニ依ル裁定又ハ第二十一條ノ七ノ規定ニ依ル決定アリタル場合ニ於テ費用ノ負擔、對價、讓渡價格又ハ質貸料ニ付不服アル者ハ其ノ當裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十一條ノ十 第二十一條ノ三乃至前條ニ定ムルモノノ外裁定及決定、工作機械ノ製造ニ關スル技術又ハ研究ノ協力、工作機械ノ製造ニ必要ナル器具見本機械又ハ圖面ノ利用、工作機械製造事業者間ノ事業ノ讓渡又ハ讓受竝ニ工作機械ノ製造ニ必要ナル器具又ハ機械ノ讓渡又ハ質貸ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條ノ十一 政府工作機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ工作機械製造事業者ヲ營ミタルモノニシテ同項ノ規定ニ依ル範圍ヲ超エテ工作機械製造事業者ニ對シ其ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處スル者

第二十九條 第十五條第一項ノ規定ニ違反シテ第六條ノ規定ニ違反シテ設備ヲ増設シ又ハ變更シタル者ハ第六條ノ規定ニ違反シテ事業ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止シタル者

第三 第十六條第一項ノ規定ニ違反シテ認可ヲ受ケザル事業計畫ヲ實施シ又

四 第十六條第二項ノ規定ニ依ル變更ハ事業計畫ノ届出ヲ爲スアズ若ハ届出

五 第十六條第二項（附則第四項）ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）、

定ムルコトヲ得

工作機械製造事業者ハ前項ノ規定ニ依リ規格ノ定マリタルモノニ付テハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外規格ニ適合スルモノニ非ザレバ之ヲ製造シ又ハ

第二十一條ノ十四 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工作機械製造事業者ニ對シ其ノ事業ニ屬スル設備ノ償却ヲ爲スベキコトヲ命ジ又ハ試驗若ハ研究ノ目的其ノ他命令ヲ以テ定ムル目的ニ充ツル爲

第二十六條第一項ヲ左ノ如ク改ム政府第二十一條ノ補償金額ノ決定ヲ爲サントスルトキハ工作機械製造事業委員會ノ議ヲ經ベシ

第二十七條中「工作機械製造會社」ヲ「工作機械製造事業者」ニ、「取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監査役」ヲ「法人ノ役員」ニ改

第二十九條 第十五條第一項ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處スル者

第三 第十六條第一項ノ規定ニ違反シテ

四 第十六條第二項ノ規定ニ依ル變更ハ事業計畫ノ届出ヲ爲スアズ若ハ届出

五 第十六條第二項（附則第四項）ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）、

第十九條（附則第四項ノ規定ニ依リ
準用スル場合ヲ含ム）第十九條ノ
二、第二十條、第二十一條ノ二乃至
第二十一條ノ四又ハ第二十一條ノ十
一ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
六 第十七條ノ規定ニ違反シ認可ヲ受
ケズシテ利益金ノ處分ヲ爲シタル者
七 第二十條ノ八ノ規定ニ違反シテ
器具又ハ機械ヲ使用シタル者
八 第二十一條ノ十二（附則第四項ノ
規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ノ
規定ニ依ル命令又ハ制限ニ違反シタ
ル者

九 第二十一條ノ十三第二項（附則第
四項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含
ム）ノ規定ニ違反シテ規格ニ適合セ
ザルモノヲ製造シ又ハ工作機械ノ製
造ニ使用シタル者
第十條第一號中「第十八條第一項」ノ
下ニ「（附則第四項ノ規定ニ依リ準用ス
ル場合ヲ含ム）ヲ、同條第一號中「第十八
條第三項」ノ下ニ「（附則第四項ノ規定ニ
依リ準用スル場合ヲ含ム）ヲ加フ
第三十三條ノ二左ノ各號ノ一二該當ス
ル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 第十六條ノ二第一項（附則第四項
ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）
ノ規定ニ違反シテ命令ノ定ムル協定
サザル者
二 第二十一條ノ十四ノ規定ニ依ル命
令ニ違反シテ積立ヲ爲サザル者
第三十四條第二項ヲ削ル
附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際現ニ從前ノ第三條第一項但
書ノ規定ニ該當スル場合ニ於ケル株主總會
營ム者又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者ハ命
令ノ定ムル所ニ依リ勅令ヲ以テ定ムル期
間ヲ限り同條ノ改正規定ニ拘ラズ本法公
布ノ日以前ニ於テ營メル事業ノ範圍（本
法施行ノ際現ニ建設工事中ノ設備アル事
業ニ付テハ當該設備ニ係ル事業ノ範圍ニ
シテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ含ム）内ニ
於テ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得
從前ノ第三條第一項但書ノ規定ニ該當ス
ル工作機械製造事業ヲ營ム爲本法施行ノ
際現ニ其ノ設備ノ建設工事中ニ在ル者又
ハ其ノ設備ヲ承繼シタル者ハ命令ノ定ム
ル所ニ依リ前項ノ勅令ヲ以テ定ムル期間
ヲ限り同條ノ改正規定ニ拘ラズ命令ヲ以
テ定ムル範圍内ニ於テ其ノ事業ヲ營ムコ
トヲ得
第十六條ノ二、第十八條、第十九條、第
二十一條ノ二、第二十一條ノ十三及第二
二十七條ノ十ノ規定ハ前二項又ハ第三項ノ
規定ニ依リ工作機械製造事業ヲ營ム者ト
他ノ工作機械製造事業者又ハ第二項若ハ
第三項ノ規定ニ依リ工作機械製造事業ヲ
營ム者トノ間ニ於ケル事業ノ譲渡又ハ讓
受ニ之ヲ準用ス

日本製鐵株式會社法中改正法律案
第三條ニ左ノ一項ヲ加フ
第五條ノ二日本製鐵株式會社ハ商法第
二百九十七條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エ
テ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ
額ハ拂込ミタル株金額ノ三倍ヲ超ユ
ルコトヲ得ズ

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
（國務大臣小林一三君登壇）
○國務大臣（小林一三君）只今議題ト相成
リマシタ工作機械製造事業法中改正法律案
ニ付テ、提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス
工作機械製造事業ガ、國防上緊要缺クベ
カラザル事業アリマスト共ニ、一般機械
工業ノ基礎タル工業トシテ、國防上竝ニ產
業上極メテ重要ナル意義ヲ有スルコトハ、
言フヲ俟タナイ所デアリマシテ、現下ノ時
局ニ際シマシテ、斯業ノ振興確立ハ、蓋シ
刻下ノ急務ト存ズル次第アリマス
工作機械製造事業ニ付キマシテハ、去ル
第七十三回帝國議會ノ協賛ヲ經マシテ、昭
和十三年七月ヨリ工作機械製造事業法ヲ施
行シ、斯業ノ急速ナル生産力ノ擴充、製造
技術ノ向上ニ努メテ參ツタノデアリマス、
然ルニ現行ノ工作機械製造事業法ニ於キ
シテハ、一定規模以上ノ設備ヲ以テ營ム
者ハ同會社ノ財產ニ付他ノ債權者ニ先
テ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ
有ス
前項ノ規定ハ民法上ノ一般ノ先取特權
ノ行使ヲ妨ダルコトナシ
第五條ノ四 日本製鐵株式會社第二回以
後ノ株金ノ拂込ヲ爲サシメ又ハ社債ヲ
募集セントスルトキハ主務大臣ノ許可
ヲ受クベシ
第十條中「社債ノ募集」ヲ削ル
第十二條中第一號ヲ第三號トシ第二號
ヲ第四號トシ第一號及第二號トシテ左ノ
二號ヲ加フ
一 第五條ノ二ノ規定ニ違反シ許可ヲ
受ケズシテ株金ノ拂込ノ催告又ハ社
債ノ募集ヲ爲シタルトキ
二 第五條ノ四ノ規定ニ違反シ許可ヲ
受ケズシテ株金ノ拂込ノ催告又ハ社
債ノ募集ヲ爲シタルトキ
第二十四條 削除

銑鐵ノ約八割、鋼材ノ約四割ヲ生産致シテ
居リマスガ、今後ノ鐵鋼生産力擴充計畫ノ
遂行ニ當リマシテモ、常ニ同社ヲ以テ是ガ
推進力タラシムルノ要ガアルト思料致シテ
居ル次第アリマス、而シテ是方爲ニハ將
來莫大ナル資金ヲ要スペキコトハ明カデア
リマスノデ、本案ニ於キマシテハ、右所要
資金ノ調達ヲ便ナラシムル如ク、日本製鐵
株式會社法ニ必要ナル改正ヲ加フルコトト
致シタ次第アリマス

第十四 賽寧法中改正法律案（政府提）

出、貴族院送付)

第一讀會

民事訴訟法中改正法律案

民事訴訟法中左ノ通改正

改ム
ニ、「九月一日」ヲ其ノ年ノ九月一日ニ
第二十二條中「毎年九月一日迄ニ翌年所
要ノ」ヲ「陪審員資格者名簿ヲ調製スル年
ノ九月一日迄ニ其ノ翌年ヨリ四年間所要

其ノ二ハ、再競賣ノ弊害ヲ排除シ、且ツ時局柄事務ノ簡捷ニ資セントスルノデアリマス、從來ノ經驗ニ依リマスト、競落人ガ代金ノ支拂ヲ遲延シ、又ハ全然其ノ支拂ヲナサナイ爲メ、再競賣手續ニ入ルノデアリマスカラ、此ノ弊害ヲ防止スル爲メ、遲延ノ場合ハ利息ヲ支拂ハシメ、再競賣實施ノ

場合ハ常ニ保證ヲ沒收シ、何レモ之ヲ賣却
金中ニ繰入レル。トトシタノデアリマス、代

尙亦以上ノ改正點ハ、競賣法ニ依ル競賣及

ビ船舶ノ競賣ニ準用セラレルノデアリマスカラ、本改正ニ依リ裁判所ノ關係スル一切

ノ競賣ハ適當ニ是正セラレル譯デアリマス、

何卒慎重御審議ノ上此ノ法案ノ通過ニ御盡
力アランコトヲ希望スル次第デアリマス

次ニ議題トナリマシタ陪審法中改正法律
案、呈交理由、申述書、見行告等去、

案ノ提案理由申述～マス現行陪審法ノ規定ニ依レバ、陪審員資格者名簿及ビ陪審

員候補者名簿ハ、何レモ市町村長ガ毎年之
ヲ調製スレバ、トナツテ居リマスガ、本業

法調製ノルニ、以テ元局ノ一ノ元本第
八陪審法運用ノ實情ト、現下市町村ノ事務

ノ繁劇ナルコトトニ鑑ミマシテ、陪審法ノ運用ニ支障ヲ生ゼザル範圍内ニ於テ、右ノ

名簿調製ノ手續ヲ簡易化スル爲メ、之ヲ四

年毎ニ調製スルコトニ改正セントスルモノ
デアリマス、何卒眞重御審議ノ上御協贊ア

ランコトヲ切望致シマス

○副議長(田子一民君) 各案ノ審査ヲ付託
スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○服部崎市君　日程第十三及び第十四ノ兩

案ハ、一活シテ政府提出、民法中改正法律
案、外一件委員ニ併セ付託サレンコトヲ望

ミマス

○福謙長(田子一臣君) 脱苦寒ノ勵譲ニ御
異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ズ者アリ〕

○議長(田子一風君) 御異議ナシト認ヌ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○武知勇記君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、去ル一月二十二日本院ニ於

卷之三

テ可決セラレマシタ戰時體制強化ニ關スル
決議ノ趣旨ニ鑑ミ、政府提出、治安維持法、
改正法律案、蠶絲業統制法案、昭和十二年
法律第九十號中改正法律案、產業組合中央
金庫特別融通及損失補償法中改正法律案、
労働者年金保險法案、右五案ハ何レモ成規
ノ日時ヲ經ザル議案デハゴザイマスルガ、
此ノ際特ニ逐次之ヲ上程シ、其ノ審議ヲ進
メラレンコトヲ望ミマス

○副議長(田子一民君) 武知君ノ動議ニ御
異議アリマゼヌカ

(異議ナシ)ト呼ブ者アリ)

○副議長(田子一民君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ——治
安維持法改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマ
ス——柳川司法大臣

治安維持法改正法律案(政府提出)

第一讀會

第五條 第一條乃至第三條ノ目的ヲ以テ
其ノ目的タル事項ニ實行ニ關シ協議若
ハ煽動ヲ爲シ又ハ其ノ目的タル事項ヲ
宣傳シ其ノ他其ノ目的遂行ノ爲ニスル
行爲ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下
ノ懲役ニ處ス

第六條 第一條乃至第三條ノ目的ヲ以テ
驟擾、暴行其ノ他生命、身體又ハ財產
ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ
二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第七條 國體ヲ否定シ又ハ神宮若ハ皇室
ノ尊嚴ヲ冒瀆スベキ事項ヲ流布スルコ
トヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又
ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲
シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ處ス

第二條 前條ノ結社ヲ支援スルコトヲ目
的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社
ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ從事シ
タル者ハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役ニ
處シ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者又
ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲
シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ處ス

第三條 第一條ノ結社ヲ組織ヲ準備スル
ニ處ス

第四條 第一條ノ結社ヲ組織シタル者
又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務
ニ處ス

第十條 私有財產制度ヲ否認スルコトヲ
ヲ知リテ結社ニ加入シタル者若ハ結社
ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル
者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第十一條 前條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル
事項ニ實行ニ關シ協議ヲ爲シ又ハ其ノ要
ノ目的タル事項ノ實行ヲ煽動シタル者
ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第十二條 第十條ノ目的ヲ以テ驟擾、暴
行其ノ他生命、身體又ハ財產ニ害ヲ加
フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ十年以下
ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第十三條 前三條ノ罪ヲ犯サシムルコト
ヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財產上ノ利
益ヲ供與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲
シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ
處ス情ヲ知リテ供與ヲ受ケ又ハ其ノ要
求若ハ約束ヲ爲シタル者亦同ジ

第十四條 第一條乃至第四條、第七條、
第八條及第十條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ
處ス

第十五條 本章ノ罪ヲ犯シタル者自首シ
タルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス
シタル者ハ無期又ハ四年以上ノ懲
役ニ處シ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル
者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲
ヲ爲シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ
處ス

第十六條 本章ノ規定ハ何人ヲ問ハズ本
法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦
之ヲ適用ス

第十七條 本章ノ規定ハ第一章ニ掲グル
罪ニ關スル事件ニ付之ヲ適用ス

第十八條 檢事ハ被疑者ヲ召喚シ又ハ其
ノ召喚ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ
得

第十九條 召喚狀ノ送達ニ關スル裁判所書記及執
達吏ニ屬スル職務ハ司法警察官吏之ヲ
行フコトヲ得

第二十條 勾引シタル被疑者ハ指定セラ
レタル場所ニ引致シタル時ヨリ四十八
時間内ニ檢事又ハ司法警察官之ヲ訊問
シ又ハ其ノ勾引ヲ他ノ檢事ニ囑託シ若
ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

第二十一條 勾引シタル被疑者ハ指定期間
内ニ檢事又ハ司法警察官之ヲ訊問
シ又ハ其ノ勾引ヲ他ノ檢事ニ囑託シ若
ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

第二十二條 勾留ニ付テハ警察官署又ハ
憲兵隊ノ留置場ヲ以テ監獄ニ代用スル
コトヲ得

第二十三條 勾留ノ期間ハ二月トス特ニ
繼續ノ必要アルトキハ地方裁判所檢事
又ハ區裁判所檢事ハ檢事長ノ許可ヲ受
け一月毎ニ勾留ノ期間ヲ更新スルコト
ヲ得但シ通ジテ一年ヲ超ユルコトヲ得

第二十四條 勾留ノ事由消滅シ其ノ他勾
留ヲ繼續スルノ必要ナシト思料スルト
キハ檢事ハ速ニ被疑者ヲ釋放シ又ハ司
法警察官ヲシテ之ヲ釋放セシムベシ

第二十五條 檢事ハ被疑者ノ住居ヲ制限
シテ勾留ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第九條 前八條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ
モ記載スベシ

第二十六條 檢事ハ被疑者ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得
檢事ハ公訴提起前ニ限り證人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ檢事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得
司法警察官ニ命令スルコト得
ハ證人ヲ訊問シタルトキハ命令ヲ爲シタル檢事ノ職、氏名及其ノ命令ニ因リ訊問シタル旨訊問調書ニ記載スベシ
第十八條第二項及第三項ノ規定ハ證人訊問ニ付之ヲ準用ス
第二十七條 檢事ハ公訴提起前ニ限り押收、搜索若ハ檢證ヲ爲シ又ハ其ノ處分ヲ他ノ檢事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得
檢事ハ公訴提起前ニ限り鑑定、通譯若ハ翻譯ヲ命ジ又ハ其ノ處分ヲ他ノ檢事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得
訊問調書ニ付之ヲ準用ス
第十八條第二項及第三項ノ規定ハ鑑定、通譯及翻譯ニ付之ヲ準用ス
第二十八條 刑事訴訟法中被告人ノ召喚、勾引及勾留、被告人及證人ノ訊問、押收、搜索、檢證、鑑定、通譯竝ニ翻譯ニ關スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外被疑事件ニ付之ヲ準用ス但シ保釋及責付ニ關スル規定ハ此ノ限ニ在定ノ適用ヲ妨げズ
第二十九條 辯護人ハ司法大臣ノ豫メ指定シタル辯護士ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ但シ刑事訴訟法第四十條第二項ノ規定ノ適用辯護人ノ數ハ被告人一人ニ付ラズ
第三十條 辯護人ノ數ハ被告人一人ニ付

二人ヲ超ユルコトヲ得
辯護人ノ選任ハ最初ニ定メタル公判期
日ニ係ル召喚狀ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ
十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ
得ズ但シ已ムコトヲ得ザル事由ア
ル場合ニ於テ裁判所ノ許可ヲ受ケタル
トキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條 辯護人ハ訴訟ニ關スル書類
ノ謄寫ヲ爲サントスルトキハ裁判長又
ハ豫審判事ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス
辯護人ノ訴訟ニ關スル書類ノ閲覽ハ裁
判長又ハ豫審判事ノ指定シタル場所ニ
於テ之ヲ爲ベシ

決ヲ破毀シ事件ヲ管轄控訴裁判所ニ移
送スベシ
第三十五條 上告裁判所ハ公判期日ノ通
知ニ付テハ刑事訴訟法第四百二十二條
第一項ノ期間ニ依ラザルコトヲ得
第三十六條 刑事手續ニ付テハ別段ノ規
定アル場合ヲ除クノ外一般ノ規定ノ滴
用アルモノトス

第三十七條 本章ノ規定ハ第二十二条、
第二十三條、第二十九條、第三十条
第一項、第三十一條、第三十三條及
第三十四條ノ規定ヲ除クノ外軍法會議
ノ刑事手續ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ

豫ノ言渡ヲ受ケタル者思想犯保護觀察法ニ依リ保護觀察ニ付セラレ居る場合ニ於テ保護觀察ニ依ルモ同章ニ掲タル罪ヲ犯スノ危險ヲ防止スルコト困難ニシテ更ニ之ヲ犯スノ虞アルコト顯著ナルトキ亦前項ニ同ジ

第四十條 豫防拘禁ノ請求ハ本人ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事其ノ裁判所ニ之ヲ爲スペシ

前項ノ請求ハ保護觀察ニ付セラレ居ル者ニ係ルトキハ其ノ保護觀察ヲ爲ス保護觀察所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ所ノ檢事其ノ裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ

前項ハ請求ハ事件ノ鑿屬スル裁判所及
移轉先裁判所ニ共通スル直近上級裁判
所ニ之ヲ爲スペシ
第一項ノ請求アリタルトキハ決定アル
迄訴訟手續ヲ停止スペシ
第三十三條 第一章ニ掲タル罪ヲ犯シタ
ルモノト認メタル第一審ノ判決ニ對シテ
テハ控訴ヲ爲スコトヲ得ズ
前項ニ規定スル第一審ノ判決ニ對シテ
ハ直接上告ヲ爲スコトヲ得
上告ハ刑事訴訟法ニ於テ第一審ノ判決
ニ對シ上告ヲ爲スコトヲ得ル理由アル
場合ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得
上告裁判所ハ第二審ノ判決ニ對スル上
告事件ニ關スル手續ニ依リ裁判ヲ爲ス
ベシ

第三十四條 第一章ニ掲タル罪ヲ犯シタ
ルモノト認メタル第一審ノ判決ニ對シ
テアリタル場合ニ於テ上告裁判所同
章ニ掲タル罪ヲ犯シタルモノニ非ザル
コトヲ疑フニ足ルベキ顯著ナル事由ア
ルモノト認ムルトキハ判決ヲ以テ原判

第三十九條 第一章ニ掲グル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者其ノ執行ヲ終リ釋放セラルベキ場合ニ於テ釋放後ニ於テ更ニ同章ニ掲グル罪ヲ犯スノ虞アルコトニ顯著ナルトキハ裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ本人ヲ豫防拘禁ニ付スル旨ヲ命スルコトヲ得

第一章ニ掲タル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者又ハ刑ノ執行猶

第三十八條 朝鮮ニ在リテハ本章中司法大臣トアルハ朝鮮總督、檢事長トアルハ覆審法院檢事長、地方裁判所檢事又ハ區裁判所檢事トアルハ地方法院檢事刑事訴訟法トアルハ朝鮮刑事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル刑事訴訟法トス但シ刑事訴訟法第四百二十二條第一項トアルハ朝鮮刑事令第三十一條トス

第三章 豫防拘禁

スニ付テハ必要ナル取調ヲ爲シ又ハ公務所ニ照會シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得
前項ノ取調ヲ爲スニ付必要アル場合ニ於テハ司法警察官吏ヲシテ本人ヲ同行セシムルコトヲ得
第四十二條 檢事ハ本人定リタル住居ヲ虞アル場合ニ於テ豫防拘禁ノ請求ヲ得但シ已ム所ニ假ニ收容スルコトヲ得但シトヲ得ザル事由アル場合ニ於テハ監獄ニ假ニ收容スルコトヲ妨げズ
前項ノ假收容ハ本人ノ陳述ヲ聽キタル後ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ本人陳述ヲ肯ゼズ又ハ逃亡シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第四十三條 前條ノ假收容ノ期間ハ十日
第四十四條 諸防拘禁ノ請求アリタルト
サザルトキハ速ニ本人ヲ釋放スペシ

官報號外

昭和十六年一月九日

立法院議事速記錄第十一號 治安維持法改正法律案

第一讀會

キハ裁判所ハ本人ノ陳述ヲ聽キ決定ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ本人ニ出頭ヲ命ズルコトヲ得
本人陳述ヲ肯ゼズ又ハ逃亡シタルトキハ陳述ヲ聽カズシテ決定ヲ爲スコトヲ得

刑ノ執行終了前豫防拘禁ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ刑ノ執行終了後ト雖モ豫防拘禁ニ付スル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得

第四十五條 裁判所ハ事實ノ取調ヲ爲スニ付必要アル場合ニ於テハ参考人ニ出頭ヲ命ジ事實ノ陳述又ハ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

裁判所ハ公務所ニ照會シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

第四十六條 檢事ハ裁判所ガ本人ヲシテ陳述ヲ爲サシテ又ハ参考人ヲシテ事實ノ陳述若ハ鑑定ヲ爲サシムル場合ニ立會ヒ意見ヲ開陳スルコトヲ得

第四十七條 本人ノ屬スル家ノ主、配偶者又ハ四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ輔佐人ト爲ルコトヲ得

輔佐人ハ裁判所ガ本人ヲシテ陳述ヲ爲サシメ若ハ参考人ヲシテ事實ノ陳述若ハ鑑定ヲ爲サシムル場合ニ立會ヒ意見ヲ開陳シ又ハ参考ト爲ルベキ資料ヲ提出スルコトヲ得

第四十八條 左ノ場合ニ於テハ裁判所ハ本人ヲ勾引スルコトヲ得

一 本人定リタル住居ヲ有セザルトキ
二 本人逃亡シタルトキ又ハ逃亡スル虞アルトキ
三 本人正當ノ理由ナクシテ第四十四條第一項ノ出頭命令ニ應ゼルトキ

第四十九條 前條第一號又ハ第二號ニ規定スル事由アルトキハ裁判所ハ本人ヲ豫防拘禁所ニ假ニ收容スルコトヲ得但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テハ裁判

テハ監獄ニ假ニ收容スルコトヲ妨ゲズ

本人監獄ニ在ルトキハ前項ノ事由ナシト雖モ之ヲ假ニ收容スルコトヲ得

第四十二條 第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第五十條 別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外刑事訴訟法中勾引ニ關スル規定ハ第

四十八條ノ勾引ニ、勾留ニ關スル規定ハ第四十二條及前條ノ假收容ニ付之ヲ準用ス但シ保釋及責付ニ關スル規定ハ

此ノ限ニ在ラズ

第五十一條 豫防拘禁ニ付セザル旨ノ決定ニ對シテハ豫防拘禁ニ付スル旨ノ決定ニ對シテハ

本人及輔佐人ハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第五十二條 別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外刑事訴訟法中決定ニ關スル規定ハ

第四十四條ノ決定ニ、即時抗告ニ關スル規定ハ前條ノ即時抗告ニ付之ヲ準用ス

豫防拘禁ニ付スル旨ノ決定ニ對シテハ豫防拘禁ニ付セラレタル日數ハ決定確定トヲ得

第五十三條 豫防拘禁ニ付セラレタル者ハ豫防拘禁所ニ之ヲ收容シ改悛セシムル爲必要ナル處置ヲ爲スベシ

豫防拘禁所ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十四條 豫防拘禁ニ付セラレタル者ハ法令ノ範圍内ニ於テ他人ト接見シ又ハ信書其ノ他ノ物ノ接受ヲ爲スコトヲ得

豫防拘禁ニ付セラレタル者ニ對シテハ豫防拘禁ニ付セラレタル者

信書其ノ他ノ物ノ檢閱差押若ハ沒取ヲ爲シ又ハ保安若ハ懲戒ノ爲必要ナル處置ヲ爲スコトヲ得ハ豫防拘禁ニ付セラレタル者

及本章ノ規定ニ依リ勾引狀ノ執行ヲ受ケ留置セラレタル者ニ付亦同ジ

第五十五條 豫防拘禁ノ期間ハ二年トス

特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ裁判所ハ決定ヲ以テ之ヲ更新スルコトヲ得

豫防拘禁ノ期間満了前更新ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ期間満了後ト雖モ更新ノ決定ヲ爲スコトヲ得

至第五十二條ノ規定ハ更新ノ場合ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第四十九條

準用ス但シ豫防拘禁トアルハ豫防拘禁所トス

此ノ限ニ在ラズ

第五十六條 豫防拘禁ノ期間ハ決定確定トヨリ起算スモ前項ノ期間ニ算入セズ

拘禁セラレタル日數ハ決定確定ト雖モ前項ノ期間ニ算入セズ

第五十七條 決定確定ノ際本人受刑者ナルトキハ豫防拘禁ハ刑ノ執行終了後之ヲ執行ス

監獄ニ在ル本人ニ對シ豫防拘禁ヲ執行セントスル場合ニ於テ移送ノ準備其ノルトキハ豫防拘禁ハ刑ノ執行終了後之ヲ執行ス

豫防拘禁ノ執行ハ本人ニ對スル犯罪捜査其ノ他ノ事由ノ爲特ニ必要アルトキハ豫防拘禁ヲ爲シタル裁判所ノ檢事又ハ

本人ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事ノ指揮ニ因リ之ヲ停止スルコトヲ得

第五十八條 豫防拘禁ニ付セラレタル者ハ第五百三十四條乃至第五百三十六條及第五百四十四條乃至第五百五十二条ノ規定ハ豫防拘禁ノ執行ニ付之ヲ準用ス

刑事訴訟法第五百三十四條乃至第五百三十六條及第五百四十四條乃至第五百五十二条ノ規定ハ豫防拘禁ノ執行ニ付之ヲ準用ス

第六十條 豫防拘禁ニ付セラレタル者ハ豫防拘禁ニ付セラレタル者

第六十一條 本章ノ規定ニ依リ豫防拘禁所若ハ監獄ニ收容セラレタル者又ハ勾引狀若ハ逮捕狀ヲ執行セラレタル者逃走シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

前條第一項ノ規定ニ依リ解放セラレタル者同條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ亦前項ニ同ジ

第六十二條 收容設備若ハ械具ヲ損壊シ、暴行若ハ脅迫ヲ爲シ又ハ二人以上通謀シテ前條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第六十三条 前二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第六十四条 本法ニ規定スルモノノ外豫防拘禁ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十五条 朝鮮ニ在リテハ豫防拘禁ニ關シ地方裁判所ノ爲スベキ決定ハ地方

法院ノ合議部ニ於テ之ヲ爲ス

第六十六条 朝鮮ニ在リテハ本章中地方裁判所ノ檢事トアルハ地方法院ノ檢事、思想犯保護觀察法トアルハ朝鮮思想犯保護觀察

令、刑事訴訟法トアルハ朝鮮刑事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル刑事訴訟法トス

第五十九條 豫防拘禁ノ執行ヲ爲サザル

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

第三十條　社長、副社長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條 日本蠶絲統制株式會社ハ蠶種、繭及生絲ノ買入及賣渡ヲ爲スモノトス

第三十二條 日本蠶絲統制株式會社ハ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ
第三十三條 日本蠶絲統制株式會社ノ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ初營業年度及爾後五年間ヲ限り之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シ其ノ額ハ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達セザルトキハ其ノ超過額ハ先づ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ
初營業年度及爾後五年間ニ於ケル配當シ得ベキ利益額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先づ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ
第一項ノ規定ニ依リ補給金ヲ償還シ尙シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先づ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

残餘アリタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過シタル當該營業年度ノ利益金ト看做ス

第三十四條 日本蠶絲統制株式會社ハ毎度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益ノ金ト看做ス
營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超エ利益配當ヲ爲サントスルトキハ其ノ超過スル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ付拂込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ達スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額及政府ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ一ト三トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ
第三十五條 主務大臣ハ日本蠶絲統制株式會社ノ業務ヲ監督ス
第三十六條 日本蠶絲統制株式會社借入金ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
第三十八條 日本蠶絲統制株式會社ハ毎營業年度ノ事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシキ亦同ジ
第三十九條 主務大臣ハ日本蠶絲統制株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
第四十條 主務大臣ハ日本蠶絲統制株式會社監理官ヲ置キ日本蠶絲統制株式會社ノ業務ヲ監視セシム

日本蠶絲統制株式會社監理官ハ何時ニテモ日本蠶絲統制株式會社ノ帳簿書類、金庫其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得、日本蠶絲統制株式會社監理官必要ト認ムルトキハ何時ニテモ日本蠶絲統制株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得、日本蠶絲統制株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得、第四十一條 主務大臣ハ日本蠶絲統制株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得、第四十二條 日本蠶絲統制株式會社ハ繭及生糸ノ價格ノ安定ヲ圖ル爲命令ノ定ムル所ニ依リ繭絲價格安定資金ヲ設定スペシ、前項ノ規定ニ依リ繭絲價格安定資金ニ織入レタル金額ハ法人稅法ニ依ル所得、營業稅法ニ依ル純益及臨時利得稅法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス、第四十三條 第四條、第九條若ハ第十一條ノ規定又ハ第六條若ハ第十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス、第四十四條 第十六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス、第四十五條 第三條第三項、第五條第二項若ハ第十六條第三項ノ規定又ハ第八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス、第四十六條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス、第一 第十七條ノ規定ニ違反シタル者、第二 第二十條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者、三 第二十條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、

妨げ又ハ忌避シタル者
第四十七條 第十九條ノ規定ニ依ル命令
ニ違反シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ
處ス

第四十八條 日本蠶絲統制株式會社ノ役
員又ハ使用人其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收
受シ又ハ之ヲ要求シ若ハ約束シタルト
キハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ
罰金ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ
相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下
ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之
ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收
スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追
徵ス

第四十九條 前條第一項ニ掲グル者ニ賄
賂ヲ交付シ又ハ之ヲ提供シ若ハ約束シ
タル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以
下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキ
ハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ
得

第五十條 人又ハ法人ノ代理人、戸主、
家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ
其ノ人又ハ法人ノ業務ニ關シ第四十三條
乃至第四十五條、第四十六條第一號若
ハ第二號又ハ第四十七條ノ違反行爲ヲ
爲シタルトキハ其ノ人又ハ法人ハ自己
ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰
ヲ免ルルコトヲ得ズ

第五十一條 第四十三條乃至第四十五
條、第四十六條第一號及第二號竝ニ第
四十七條ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルト
キハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ
執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者
ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用
ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力
ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在
ラズ

第五十二條 日本蠶絲統制株式會社左ノ
各號ノ一二該當スルトキハ社長又ハ社
處ス

長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副社長ヲ
五千圓以下ノ過料ニ處ス副社長又ハ
事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副社長又ハ
理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ
一本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令
ニ依リ許可ヲ受クベキ場合ニ於テ其
ノ認可ヲ受ケザルトキ
二 第三十一條第一項ノ規定ニ依ラズ
シテ業務ヲ營ミタルトキ
三 第三十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違
反シタルトキ

第五十三條 日本蠶絲統制株式會社ノ社
長、副社長又ハ理事第三十條ノ規定ニ違
反シタルトキ八千圓以下ノ過料ニ處ス
第五十四條 第二十六條ノ規定ニ違反シ
タル者八千圓以下ノ過料ニ處ス

附則

第五十五條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ
付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十六條 政府ハ設立委員ヲ命ジ日本
蠶絲統制株式會社ノ設立ニ關スル事務
ヲ處理セシム

第五十七條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主
務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五十八條 前條ノ認可アリタルトキハ
設立委員ハ株式總數ヨリ政府ニ割當ツ
ベキ株式ヲ控除シタル残餘ノ株式ニ付
株主ヲ募集スベシ

第五十九條 株式申込證ニハ定款認可ノ
年月日並ニ商法第百七十五條第一項第
二號及第四號乃至第七號ニ規定スル事
項ヲ記載スベシ

第六十條 設立委員株主ノ募集ヲ終リタ
ルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出
シ其ノ検査ヲ受クベシ

第六十一條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受
ケタル後遲滯ナク各株ニ付第一回ノ拂
込ヲ爲サシムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ
遲滯ナク創立總會ヲ招集スベシ

第六十二條 創立總會ニ於テハ第二十九

條ノ規定ニ準ジ理事及監事ノ選任ヲ行
フベシ

第六十三條 創立總會終結シタルトキハ
設立委員ハ其ノ事務ヲ日本蠶絲統制株
式會社社長ニ引渡スベシ

第十一條及第一百八十五條ノ規定ハ日本蠶
絲統制株式會社ノ設立ニハ之ヲ適用セ
ズ

第六十五條 第二十六條ノ規定施行ノ際
現ニ日本蠶絲統制株式會社又ハ之ニ類
似ノ名稱ヲ以テ商號ト爲ス會社ハ同條
ノ規定施行後六月以内ニ其ノ商號ヲ變
更スルコトヲ要ス

第六十六條 産織處理統制法ハ之ヲ廢止
ニ掲グル者ニ之ヲ適用セズ

第六十七條 輸出生絲檢査法ハ之ヲ廢止
ニス

第六十八條 絲價安定施設法中左ノ通改
正ス

第六十九條 第二條乃至第九條、第十三條乃至第二
十八條及第三十一條ヲ削除ス

第十條中「絲價安定施設組合」ヲ「政府」
ニ改ム

第十二條第一項及第三十條中「絲價安
定委員會」ヲ「蠶絲委員會」ニ改ム

第十二條第二項及第三十三條乃至第四
十條ヲ削ル

第六十九條 絲價安定施設組合ハ前條ノ
規定施行ノ日ニ於テ解散ス

第七十條 絲價安定施設組合ノ清算ニ關シ必要ナ
ル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一條中「交付」ヲ削ル

第六條中「七千萬圓」ヲ「一億五千萬圓」
ニ改ム

第八條中「交付」ヲ削ル

第七十一條 第六十六條乃至第六十八條

ノ規定施行前產織處理統制法、輸出生
絲檢查法又ハ絲價安定施設法ノ罰則ヲ
適用スベキ行爲アリタルトキハ第六十
六條乃至第六十八條ノ規定施行後ト雖
時局下戰時經濟ノ目的ヲ遂行スル上ニ、多
大ノ貢獻ヲ致シテ居リマスコトハ申スマデ
モアリマセヌガ、現在茲ニ今後ニ於ケル國
際情勢ニ顧ミマスルト共ニ、大東亞共榮圈
内ニ於テ、自給自足ヲ基調トスル國防經濟
ノ完成ト云フ大方針ニ照シマシテ、從來輸
出ニ依存スルコトノ多カツタ蠶絲業ハ、之
ヲ根本的ニ考へ直ス必要ガゴザイマス、固
ヨリ我方カラ生絲ノ輸出ヲ斷念スルモノ
デハナク、否、今後ト雖モ出來得ル限り輸
出ノ伸長ニ力ヲ致スコト勿論デアリマスガ、
同時ニ情勢ノ赴ク所、如何ナル事態が發生
スルカ豫斷ヲ許サザル事情ニ鑑ミマシテ、
豫メ蠶絲トシテノ最惡ノ場合ヲ覺悟シ、之
ニ備フルノ體制ヲ急速ニ樹テ置ク必要ガ
アリマス、蠶絲業ハ、之ニ關係致シテ居リ
マス者ガ、養蠶農家ヲ初メ極メテ多數デア
リマス、是等ノ業者ヲシテ安ソジテ其ノ業
務ニ從事セシメマスルト共ニ、我方國トシ
テ、國內纖維資源ノ充足ニ重點ヲ移シテ、
其ノ根柢ヲ鞏固ニ致シマスト共ニ、輸出ニ
力ヲ致シツツ、一朝事ガ起キマシタ場合ニ
ヘ、迅速圓滑ニ其ノ轉換ヲ遂ゲシメマスル
シテ、國內纖維資源ノ充足ニ重點ヲ移シテ、
輸出ノ計畫ヲ行ヒマスト共ニ、綜合的統
制ノ下ニ之ヲ運營シ得ルノ機構ヲ確立スル
コトガ緊要デアリマス

第三條中「米穀竝ニ米穀以外ノ穀物及穀粉」ヲ「米穀及米穀以外ノ食糧農產物竝ニ
加工品」ニ改ム

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

米穀統制法第二條第一項ノ最低價格及最
高價格ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ
之ヲ公定スルコトヲ要セズ

○國務大臣(石黒忠篤君) 只今議題トナリ
○國務大臣(石黒忠篤君登壇)
○國務大臣(石黒忠篤君) 只今議題トナリ
○副議長(田子一民君) 本案ハ議長指名二十七名ノ
上御協賛アランコトヲ希望致シマス
○副議長(田子一民君) 本案ノ審査ヲ付託
スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リ致シマス
○副議長(田子一民君) 服部君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ
○副議長(田子一民君) 服部君ノ動議ニ御
異議ナシト呼ブ者アリ
○副議長(田子一民君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——昭和
十二年法律第九十號中改正法律案ノ第一讀
會ヲ開キマス——石黒農林大臣
○副議長(田子一民君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——昭和
十二年法律第九十號中改正法律案ノ第一讀
會ヲ開キマス——石黒農林大臣
○副議長(田子一民君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——昭和
十二年法律第九十號中改正法律案
昭和十二年法律第九十號中改正法律案
昭和十二年法律第九十號中左ノ通改正ス
第二條第一項中「米穀統制委員會ニ諸問
シテ米穀竝ニ米穀以外ノ穀物及穀粉」ヲ
「米穀及米穀以外ノ食糧農產物竝ニ
加工品」ニ改ム

本法案ハ、以上ノ目的ヲ以チマシテ、事

昭和九年法律第二十九號附則第二項中
「三億圓」ヲ「五億五千萬圓」ニ改ム

〔國務大臣石黒忠篤君登壇〕

○國務大臣(石黒忠篤君) 只今上程セラレ
マシタ昭和十二年法律第九十號 米穀ノ應急措置ニ關スル法律中改正法律案ニ付キマシテ、其ノ提案理由ヲ御説明申上ゲマス
事變ノ進展ニ伴ヒ、戰時經濟ノ運營上、食糧供給ノ確保ヲ圖リマスクトノ極メテ緊要ナルニ鑑ミ、政府ニ於キマシテハ、米麥其ノ他食糧農產物ノ增産ノ爲メ出來得ル限りノ施設ヲ講ジ、生産者方面ニ於キマシテモ之ニ對應シ、種々不利ナル條件ヲ克服シテ、極力是方増産ニ努力シテ參ツタノデアリマス、然ル所昨年ノ米作ハ遺憾ナガラ内地、朝鮮、臺灣、何レモ平年作ニ達セズ、特ニ内地ハ著シキ減收ヲ示シマシテ、本年度ノ米穀ノ需給關係へ前年度ヨリモ一層樂觀ヲ許サザル情勢ニ立至ツタノデアリマス
右様ノ事情ニアリマスルガ故ニ、政府所持ノ増強ニ努メルコトハ勿論デアリマスガ、本年度ノ狀況ニ鑑ミル時ハ、單ニ米穀ノミニ止マラズ、混食或ハ代用食トシテ必要デアリマス所ノ、麥類其ノ他ノ食糧農產物及比其ノ加工品ニ付キマシテモ、米穀ト同様之ヲ買入レ、米穀ト併セテ配給スルコトガ、極メテ必要デアルト考ヘル次第デアリマス、現行法ニ於キマシテハ、政府ハ米穀ノ配給上特に必要アルトキハ、米穀竝ニ麥類、豆類、小麥粉等ノ買入及び賣渡ヲ行ヒ得ルノデアリマスガ、今回更ニ之ニ加フルニ、必要ニ應ジ甘苦、馬鈴薯等ノ食糧農產物、及ビ麵類ノ如キ食糧農產物ノ加工品マデ、買入及ビ賣渡ノ出來ルヤウニ致シマシテ、現下ノ食糧事情ニ對應シ、食糧ノ配給調整上必要ナル措置ヲ執リ得ルヤウ致シタイ存ズルノデアリマス、而シテ之ニ伴ヒマシテ、今後ノ事情ノ推移ニ應ジテハ、既定計畫以上ニ買入ヲナサナケレバナラヌコトモ生ズルト存ゼラレマスノデ、米穀需給調節特別會計ノ負擔ニ屬スル證券、及び借入

金ヲ通ズル最高金額八億五千万圓ヲ、必要ニ應ジマシテ、勅令ヲ以テ五億五千万圓ノ範圍内ニ於テ増額シ得ルコトト致シマシテ、

右ノ目的達成ニ遺憾ナキヲ期セントスルモノデアリマス

本法律案ヲ提案致シマシタ理由ハ、大要以上ノ通りデゴザイマスガ、本件ハ現下ノ食糧事情ニ鑑ミテ、急速ニ實施スル必要ガアリマスノデ、何卒十分御審議ノ上、速力ニ協賛アランコトヲ希望致ス次第デゴザイマス(拍手)
○副議長(田子一民君) 本案ノ審査ヲ付託スペキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リ致シマス
○服部崎市君 本案ハ議長指名二十七名ノ委員ニ付託サレシコトヲ望ミマス
○副議長(田子一民君) 御異議ナイト呼ブ者アリ
異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕
○副議長(田子一民君) 御異議ナイト認メマス、仍テ勅議ノ如ク決シマシタ――産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、――石黒農林大臣

〔國務大臣石黒忠篤君登壇〕

○國務大臣(石黒忠篤君) 只今上程セラレ

本法ハ昭和七年當時ノ農山漁村ノ經濟事情並ニ一般金融情勢ニ鑑ミマシテ、信用組合及ビ信用組合聯合會ノ固定セル債權ヲ資本化致シ、以テ産業組合金融ノ疏通ヲ圖ルコトヲ目的トシテ制定セラレタモノデゴザイマス、而シテ本法ハ施行後融通期間ヲ延長致シ、今日マデ相當ノ實績ヲ擧ゲテ參ツテ居ルノデゴザイマスガ、其ノ融通期間ガ本年九月末日ヲ以テ終了スルコトニ相成ツテ居リマス、而シテ産業組合ノ現狀並ニ現在ノ經濟事情ニ鑑ミマスレバ、更ニ本制度ヲ繼續シテ事變下ニ於ケル組合金融ノ圓滑、
ヲ期スルコトガ必要ト存ゼラレマスカラ、諸般ノ事情ヲ考慮致シマシテ、特別融通資金ノ融通期間及ビ融通期限ヲ三箇年延長スルコト致シタインデゴザイマス、尙ホ農林金融改善ニ關シ他ニモ特別融通ノ制度ガアリマスガ、是等ノ特別融通ノ損失審査會ハ此ノ際之ヲ整理統合シテ、一ツニ致スコトヲ至當ト認メマシテ、委員會ヲ改正スルコトニ致シタ次第デアリマス、以上ガ本法案ヲ提出セル理由ノ概要デアリマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛アランコトヲ御願ヒ致シマス(拍手)
○副議長(田子一民君) 本案ノ審査ヲ付託スペキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リ致シマス
○服部崎市君 本案ハ政府提出、外國爲替管理法改正法律案委員ニ併セ付託サレンコトヲ望ミマス

第一章 總則
第一條 勞働者年金保險法案ニ於テハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ老齡、廢疾、死亡又ハ脱退ニ關シ保険給付ヲ爲スモノトス

第二條 勞働者年金保險ハ政府之ヲ管掌ス

第三條 本法ニ於テ報酬ト稱スルハ事業ニ使用セラル者ガ勞務ノ對價トシテ事業主ヨリ受クル賃金又ハ給料及ニ準ズベキモノヲ謂フ
賃金又ハ給料ニ準ズベキモノノ範圍及ニ評價ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第四條 報酬ノ額ニ基キ保険料又ハ保險給付ノ額ヲ定ム場合ニ於テハ標準報酬ニ依リ之ヲ算定ス
標準報酬ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第五條 保険料其ノ他本法ニ依ル徵收金ヲ徵收シ又ハ其ノ還付ヲ受クル權利及シタルトキ、養老年金、廢疾年金、遺族年金、脱退年金又ハ第三十三條、第三十四條、第三十八條、第三十九條、第四十七條若ハ第五十一條ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クル權利ハ五年ヲ經過シタルトキハ時效ニ因リテ消滅ス
第六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定スル期間ノ計算ニ付テハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外民法ノ期間ノ計算ニ關スル規定ヲ準用ス
第七條 勞働者年金保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セズ
第八條 行政官廳又ハ保險給付ヲ受クベキ者ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ戶籍ニ關シ戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求

勞働者年金保險法案(政府提出)

第一章 總則
第一條 勞働者年金保險法案

勞働者年金保險法

勞働者年金保險法案ニ於テハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ老齡、廢疾、死亡又ハ脱退ニ關シ保険給付ヲ爲スモノトス

第二條 勞働者年金保險ハ政府之ヲ管掌ス

第三條 本法ニ於テ報酬ト稱スルハ事業ニ使用セラル者ガ勞務ノ對價トシテ事業主ヨリ受クル賃金又ハ給料及ニ準ズベキモノヲ謂フ
賃金又ハ給料ニ準ズベキモノノ範圍及ニ評價ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第四條 報酬ノ額ニ基キ保険料又ハ保險給付ノ額ヲ定ム場合ニ於テハ標準報酬ニ依リ之ヲ算定ス
標準報酬ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第五條 保険料其ノ他本法ニ依ル徵收金ヲ徵收シ又ハ其ノ還付ヲ受クル權利及シタルトキ、養老年金、廢疾年金、遺族年金、脱退年金又ハ第三十三條、第三十四條、第三十八條、第三十九條、第四十七條若ハ第五十一條ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クル權利ハ五年ヲ經過シタルトキハ時效ニ因リテ消滅ス
第六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定スル期間ノ計算ニ付テハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外民法ノ期間ノ計算ニ關スル規定ヲ準用ス
第七條 勞働者年金保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セズ
第八條 行政官廳又ハ保險給付ヲ受クベキ者ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ戶籍ニ關シ戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求

ムルコトヲ得
第九條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ被保險者ヲ使用スル事業主ヲシテ其ノ他
ノ使用スル者ノ異動及報酬ニ關シ報告
ヲ爲サシメ、文書ヲ提示セシメ其ノ他
ノ勞働者年金保險ノ施行ニ必要ナル事
務ヲ行ハシムルコトヲ得

第十條 行政官廳ハ必要アリト認ムルト
キハ被保險者ノ異動及報酬ニ關シ報告
付ノ決定ニ關シ當該官吏ヲシテ被保險者
又ハ被保險者タリシ者ノ勤務場所ニ就
キ關係者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ帳簿書
類其他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條 保險料ヲ滯納スル者アルトキ
ハ行政官廳ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促
前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合
ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手
數料及延滞金ヲ徵收ス

第十二條 第一項ノ規定ニ依ル督促
者ハ行政官廳ハ期限迄ニ保險料其ノ他本法
ニ依ル徵收金ヲ納付セザルトキハ行政
官廳ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處
分シ又ハ滯納者若ハ其ノ者ノ財產ノ在
ル市町村ニ對シ之ガ處分ヲ請求スルコ
トヲ得

前項ノ規定ニ依リ市町村ニ對シ處分ノ
請求ヲ爲シタルトキハ市町村ハ市町村
稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ
ハ行政官廳ハ徵收金額ノ百分ノ四ニ相當
スル金額ヲ當該市町村ニ交付スベシ
第十三條 保險料其ノ他本法ニ依ル徵收
金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之
ニ準ズベキモノノ徵收金ニ次ギ他ノ公
課ニ先ツモノトス

第十四條 政府ノ事業ニ使用セラル者
及使用セラレタル者ニ關シテハ本法ノ
用ス

適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコ
トヲ得

第十五條 本法中町村トアルハ町村制ヲ
施行セザル地ニ在リテハ之ニ准ズベキ
モノトス

第二章 被保險者

第十六條 健康保險法第十三條ノ工場、
事業場又ハ事業ニ使用セラル勞働者
ハ勞働者年金保險ノ被保險者トス但シ
左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ
在ラズ

一、常時十人未滿ノ勞働者ヲ使用スル
工場、事業場又ハ事業ニ使用セラル
者
二、勅令ヲ以テ指定スル工場、事業場
又ハ事業ニ使用セラル者

三、女子
四、船員保險ノ被保險者

五、帝國臣民ニ非ザル者

六、前各號ニ掲グル者ノ外勅令ヲ以テ
指定スル者

七、船員保險ノ被保險者

八、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

九、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

十、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

十一、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

十二、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

十三、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

十四、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

十五、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

十六、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

十七、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

十八、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

十九、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

二十、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

二十一、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

二十二、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

二十三、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

二十四、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

二十五、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

二十六、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

二十七、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

二十八、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

二十九、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

三十、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

三十一、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

三十二、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

三十三、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

三十四、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

三十五、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

三十六、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

三十七、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

三十八、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

三十九、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

四十、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

四十一、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

四十二、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

四十三、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

四十四、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

四十五、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

四十六、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

四十七、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

四十八、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

四十九、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

五十、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

五十一、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

五十二、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

五十三、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

五十四、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

五十五、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

五十六、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

五十七、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

五十八、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

五十九、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

六十、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

六十一、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

六十二、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

六十三、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

六十四、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

六十五、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

六十六、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

六十七、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

六十八、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

六十九、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

七十、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

七十一、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

七十二、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

七十三、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

七十四、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

七十五、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

七十六、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

七十七、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

七十八、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

七十九、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

八十、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

八十一、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

八十二、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

八十三、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

八十四、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

八十五、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

八十六、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

八十七、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

八十八、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

八十九、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

九十、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

九十一、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

九十二、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

九十三、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

九十四、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

九十五、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

九十六、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

九十七、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

九十八、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

九十九、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百一、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百二、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百三、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百四、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百五、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百六、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百七、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百八、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百九、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百十、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百十一、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百十二、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百十三、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百十四、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百十五、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百十六、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百十七、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百十八、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百十九、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百二十、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百二十一、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百二十二、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百二十三、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百二十四、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百二十五、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百二十六、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百二十七、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百二十八、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百二十九、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百三十、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百三十一、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百三十二、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百三十三、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百三十四、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百三十五、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百三十六、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百三十七、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百三十八、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百三十九、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百四十、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百四十一、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百四十二、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百四十三、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百四十四、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百四十五、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百四十六、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百四十七、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百四十八、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百四十九、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百五十、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百五十一、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百五十二、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百五十三、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百五十四、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百五十五、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百五十六、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百五十七、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百五十八、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百五十九、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百六十、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百六十一、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百六十二、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百六十三、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百六十四、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百六十五、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百六十六、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百六十七、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百六十八、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百六十九、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百七十、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百七十一、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百七十二、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百七十三、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百七十四、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百七十五、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

一百七十六、勞働者ト爲ルニ至リタルトキハ
至リタルトキ

第一五條 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業

二十五條 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業場ニ使用セラルル被保險者ニシテ當時坑内作業ニ從事スルモノ（以下坑内夫タル被保險者ト稱ス）ノ坑内夫タル被保險者トシテ 使用セラレタル實期間ニ付被保險者タリシ期間ヲ計算スル場合ニ於テハ其ノ實期間ニ付前條ノ規定ニ依リ計算シタル期間ニ三分ノ四分之ヲ乗ジテ之ヲ計算ス但シ左ニ掲タル期間ニ關シテハ前條ノ規定ニ依リ之ヲ計

第三十一條 被保険者タリシ期間二十年
以上ナル者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル後
五十五歳ヲ超エタルトキ又ハ五十五歳
ヲ超エ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ其
ノ者死亡ニ至ル迄養老年金ヲ支給ス
坑内夫タル被保険者トシテ第二十四條
ノ規定ニ依ル計算ニ依リ十五年以上使
用セラレタル者ニ付テハ前項ノ規定ニ
拘ラズ其ノ者ガ被保険者ノ資格ヲ喪失
シタル後五十歳ヲ超エタルトキ又ハ五

第三十四條 被保險者タリシ期間二十年
以上ナル者（第三十一條第二項後段ノ規定ニ該當スル者ヲ含ム以下同ジ）ガ
養老年金ノ支給ヲ受クルコトナクシテ死亡シタル際其ノ者ノ死亡ニ關シ遺族ニ支給ス
年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テハ其ノ者ガ支給ヲ受クルコトヲ得べ
カリシ養老年金ノ五年分ニ相當スル額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス
前項ノ規定ハ第三十九條ノ規定ニ依ル

十五ニ相當スル金額トシ被保險者タリ
シ期間二十年以上一年ヲ増ス每ニ其ノ
一年ニ對シ被保險者タリシ全期間ノ平
均報酬年額ノ百分ノ一ニ相當スル金額
ヲ加ヘタル金額トス
同一ノ事業主ノ工場、事業場若ハ事業又
ハ同一ノ工場、事業場若ハ事業ニ於
テ引續キ被保險者タリシ期間十年以上
ナル者ニ關シテハ其ノ者ニ支給セラル
ル癡疾年金ノ額ハ前項ノ金額ニ其ノ期
間ノ毎十年ニ對シ被保險者タリシ全期

一 前條ノ規定ニ依リ計算シタル期間
三年未満ナル者ノ坑内夫タル被保險
者トシテ使用セラレタル實期間

二 坑内夫タル被保險者トシテ使用セ
ラレタル實期間ニ付前條ノ規定ニ依
リ計算シタル期間ガ十五年ヲ超ユル
場合ニ於テ十五年ヲ超ユル部分ノ實
期間

第二十六條 遺族年金又ハ第三十三條、
第三十四條、第三十八條、第三十九條
若ハ第四十七條ノ規定ニ依ル一時金ヲ
受クベキ遺族ノ範圍及順位ハ勅令ヲ以
テ之ヲ定ム

第二十七條 養老年金、廢疾年金及遺族
年金ノ支給ハ之ヲ支給スベキ事由ノ生
ジタル月ノ翌月ヨリ之ヲ始メ權利消滅
ノ月ヲ以テ終ル

第三十六條 遺族年金又ハ第三十三條
第三十四條、第三十八條、第三十九條
若ハ第四十七條ノ規定ニ依ル一時金ヲ
受クベキ遺族ノ範圍及順位ハ勅令ヲ以
テ之ヲ定ム

第二十七條 養老年金、廢疾年金及遺族
年金ノ支給ハ之ヲ支給スベキ事由ノ生
ジタル月ノ翌月ヨリ之ヲ始メ権利消滅
ノ月ヲ以テ終ル

第二十八條 政府ハ事故ガ第三者ノ行爲
ニ因リテ生ジタル場合ニ於テ保険給付
ヲ爲シタルトキハ其ノ給付ノ價額ノ限
度ニ於テ保険給付ヲ受クベキ者ガ第三
者ニ對シテ有スル損害賠償請求ノ權利
ヲ取得ス

第二十九條 保険給付トシテ支給ヲ受ク
ル金錢ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課
ヲ課セズ但シ養老年金ニ付テハ此ノ限
ニ在ラズ

シ期間二十年以上一年フ増ス每ニ其ノ
一年ニ對シ被保險者タリシ全期間ノ平
均報酬年額ノ百分ノ一ニ相當スル金額
ヲ加ヘタル金額トス

同一ノ事業主ノ工場、事業場若ハ事業
又ハ同一ノ工場、事業場若ハ事業ニ於
テ引續キ被保險者タリシ期間十年以上
ナル者ニ關シテハ其ノ者ニ支給セラル
ル養老年金ノ額ハ前項ノ金額ニ其ノ期
間ノ毎十年ニ對シ被保險者タリシ全期
間ノ平均報酬年額ノ百分ノ一ニ相當ス
ル金額ヲ加ヘタル金額トス

前二項ノ規定ニ拘ラズ養老年金ノ額ハ
被保險者タリシ全期間ノ平均報酬年金
ノ百分ノ五十ヲ超ユルコト得ズ

第三十三條 養老年金ノ支給ヲ受クル者
ガ死亡シタル際其ノ者ノ死亡ニ關シ遺族
年金ヲ支給ヲ受ケベキ者ナキ場合ハ於テ
既ニ支給ヲ受ケタル養老年金ノ總額が

前項ノ規定ニ依リ養老年金ノ額ヲ改定スル場合ニ於テ其ノ額ガ從前ノ養老年金ノ額ヨリ少キトキハ從前ノ養老年金ノ額ヲ以テ改定養老年金ノ額トス

第三節 癡疾年金及癡疾手當金

第三十六條 被保險者ノ資格喪失前ニ癡タル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ガ勅令ノ定期間内ニ治癒シタル場合又ハ治癒セザルモ其ノ期間ヲ経過シタル場合ニ於テ勅令ノ定期ムル程度ノ癡疾ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ應ジ其ノ者ノ死亡ニ至ル迄癡疾年金ヲ支給シ又ハ一時金トシテ癡疾手當金ヲ支給ス

クルモノノガ死亡シタル場合ニ於テ既ニ
支給ヲ受ケタル癡疾年金ノ總額ガ被保
險者ノ資格喪失ノ際支給ヲ受クルコト
ヲ得ベカリシ脫退手當金及被保險者タ
リシ全期間ノ平均報酬月額ノ七月分ノ
合算額（被保險者タリシ全期間ノ平均
報酬月額ノ十三月分ヲ超ユルトキハ十
三月分ニ止ム）ニ相當スル金額ニ満タ
ザルトキハ其ノ差額ヲ一時金トシテ其
ノ遺族ニ支給ス

前項ノ規定ハ第三十一條第二項後段ノ
規定ニ該當スル者が死亡シタル場合ニ
於テハ之ヲ適用セズ

第三十九條 被保險者タリシ期間二十年
以上ナル者ニシテ癡疾年金ノ支給ヲ受
クルモノガ死亡シタル際其ノ者ノ死亡
ニ關シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナ
キ場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル癡疾
年金ノ總額ガ癡疾年金ノ五年分ニ相當

同一ノ事業主ノ工場、事業場若ハ事業又ハ同一ノ工場、事業場若ハ事業於テ引續キ被保險者タリシ期間十年以上ナル者ニ關シテハ其ノ者ニ支給セラルル養老年金ノ額ハ前項ノ金額ニ其ノ期間ノ每十年ニ對シ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬年額ノ百分ノ一一相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス
前二項ノ規定ニ拘ラズ養老年金ノ額ハ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬年金ノ百分ノ五十ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十三條　養老年金ノ支給ヲ受クル者が死亡シタル際其ノ者ノ死亡ニ關シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ハ於テ既ニ支給ヲ受ケタル養老年金ノ總額ガ養老年金ノ五年分ニ相當スル金額ニ満タザルトキハ其ノ差額ヲ一時金トシテ

ノ額ヲ以テ改定養老年金ノ額トス
第三節 癡疾年金及癡疾手當金
第三十六條 被保險者ノ資格喪失前ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ガ被保險者ノ定期期間内ニ治癒シタル場合又ハ治癒セザルモ其ノ期間ヲ經過シタル場合ニ於テ被保險者ノ定期期間内ニ應ジ其ノ者ノ死亡ニ至ル迄癡疾年金ヲ支給シ又ハ一時金トシテ癡疾手當金ヲ支給ス
癡疾年金又ハ癡疾手當金ノ支給ヲ受クルニハ癡疾ト爲リタル日前五年間ニ被保險者タリシ期間三年以上ナル者タルコトヲ要ス
第三十七條 癡疾年金ノ額ハ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬年額ノ百分ノ二

リシ全期間ノ平均報酬月額ノ七月分ノ
合算額（被保險者タリシ全期間ノ平均
報酬月額ノ十三月分ヲ超ユルトキハ十
三月分ニ止ム）ニ相當スル金額ニ満タ
ザルトキハ其ノ差額ヲ一時金トシテ其
ノ遺族ニ支給ス
前項ノ規定ハ第三十一條第二項後段ノ
規定ニ該當スル者ガ死亡シタル場合ニ
於テハ之ヲ適用セズ

第三十九條 被保險者タリシ期間二十年
以上ナル者ニシテ癡疾年金ノ支給ヲ受
クルモノガ死亡シタル際其ノ者ノ死亡
ニ關シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナ
キ場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル癡疾
年金ノ總額ガ廢疾年金ノ五年分ニ相當
スル金額ニ満タザルトキハ其ノ差額ヲ
一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

(國務大臣金光庸夫君登壇)

○國務大臣(金光庸夫君) 只今議題トナリ
マシタ労働者年金保險法案ノ提案理由ヲ説明申上ダマス

現下ノ情勢ニ鑑ミマスルニ、生産力ノ擴充ハ時局下最大ノ急務デアリマシテ、隨テ其ノ基本トナルベキ労働力ノ保全増強ヲ圖リ、產業能率ノ増進ヲ期シマスルコトハ、刻下喫緊ノ要務ト存ズルノデアリマス、而シテ是ガ爲メ施策スペキ事項ハ、種々アルコトハ存ゼラレマスガ、就中生産擴充ノ第一線ニ立ツテ、懸命ノ努力ヲ續ケテ居ル労働者ニ對シ、安ンジテ其ノ職務ニ精勤セシメマスル方策ヲ講ズルコトガ、最モ肝要デアルト存ズルノデアリマス

惟フニ労働者ハ、自己ノ労働能力ヲ以テ生活維持ノ唯一ノ手段トシテ居ルノデアリマシテ、老齢、廢疾及ビ死亡等、其ノ労働能力ヲ減退又ハ喪失セシメマスル事故ハ

(副議長退席 議長着席)

労働者ニ取リマシテハ、其ノ生活ヲ不斷ニ脅カスモノデアリマスガ、年金保險ノ制度ハ、是等ノ事故ニ際シテ労働者ノ生活ヲ保障シ、労働者ノ明日ノ生活ニ對シ、安心ト希望トヲ與フルモノデアリマシテ、本制度實施ノ曉ハ、労働者ヲシテ專心職域ニ奉公セシメ得ルモノト考ヘルノデアリマス、仍テ茲ニ本法案ヲ提出致シタ次第デアリマス。國費多端ノ折柄ニモ拘ラズ、多額ノ國帑ヲ投ジテ、斯クノ如キ保護ヲ労働者ニ與ヘヨウト致シマスル所以ノモノハ、畢竟スルニ生産擴充ノ爲め懸命ノ努力ヲ續ケテ居ル全労働者ニ、國家トシテ其ノ生活保障ヲ與へ、一塊デモ多クノ石炭ヲ、一臺デモ多クノ機械ヲ生産スルヤウ努力シテ貰ヒ、以テ高度國防國家體制ノ確立ニ寄與セシメントスルニアルノデアリマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛アランコトヲ切望致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮詢致シマス

○服部崎市君 本案ハ政府提出、健康保險

法中改正法律案委員ニ併セ付託サレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第十五、無盡業法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——

議アリマセヌカ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト呼ブ者アリ

第十五 無盡業法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月六日 委員長 大野 伴睦

衆議院議長小山松壽君

(大野伴睦君登壇)

○大野伴睦君 只今議題ト相成リマシタ無盡業法中改正法律案ノ委員會ニ於ケル審議ノ經過並ニ結果ヲ極メテ簡單ニ御報告申上ゲマス

本改正ノ趣旨ハ、時局下庶民金融ノ現状ニ鑑ミマシテ、無盡業ノ健全ナル發達ヲ圖

ニ於ケル所ニ於ケル審議ノ經過並ニ結果ヲ極メテ簡單ニ御報告申上ゲマス

無盡業法中改正法律案 第二讀會(確定議)

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト呼ブ者アリ

提出致シマス、即チ此ノ際政府提出、國家宅問題等ノ觀點ヨリ極メテ有益ナル質問ガアリマシタ、之ニ對シテ政府ハ、本法施行ニ當ツテハ十分慎重ニ考慮スルトノ答辯ガ

アリマシタ、尙ホ他ノ委員ヨリ、總動員法ノ改正案ノ會社ニ對スル命令事項ヲ、無盡業會社ニ及ボス意思ガアルカドウカト云フ質問ガアリマシタ、尚ホ他ノ委員ヨリ、總動員法中改正法律案ヲ議題トナシ、委員会員長大野伴睦君

ニ當ツテハ十分慎重ニ考慮スルトノ答辯ガ

アリマシタ、尚ホ他ノ委員ヨリ、總動員法ノ改正案ノ會社ニ對スル命令事項ヲ、無盡業會社ニ及ボス意思ガアルカドウカト云フ質問ガアリマシタ、之ニ對シ政府ハ、無盡業會社ノ合併ハ其ノ地方々々ノ實情ニ照シテ促進ヲスル積リデアルケレドモ、ソレハ無盡業會社等ニ當ツテハ必ズシモ總動員法ノ命令事項ヲ發動スル積リハナ、成ベク會社ニ思ハ持ツテ居ナイ、斯ウ云フ答辯デアリマシタ、サウシテ質疑ハ終了致シマシテ、直積リデアルカラ、總動員法等ヲ發動スル意

思ハ持ツテ居ナイ、斯ウ云フ答辯デアリマシタ、サウシテ質疑ハ終了致シマシテ、直積リデアルカラ、總動員法等ヲ發動スル意

提出致シマス、即チ此ノ際政府提出、國家

總動員法中改正法律案ヲ議題トナシ、委員

会員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレ

コトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異

議アリマセヌカ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト呼ブ者アリ

○議長(小山松壽君) 御異議ナ

ヲ圖ル爲ニ、勞務統制ニ關スル規定ヲ強化スルコトデアリマス、又現下ノ必要ニ鑑ミマシテ、統制物資ノ從來ノ範圍ヲ擴大致シマシテ、總動員物資ノミデナク、物資全般ニ統制ヲ及ボシ得ルト云フヤウナ工合ニ改正ヲスルト云フコトガ一黠デアリマス、第二ハ、重要產業ニ對スル資金供給ノ圓滑ヲ圖リ、又萬一ノ事態ニ備フル爲ニ、金融統制ニ關スル規定ヲ強化スルト云フコトデアリマス、第三ハ、產業ノ能率ヲ發揮セシムル爲ニ、現有ノ技術及ビ設備、是等ヲ最モ必要ナル方面ニ集中セシメル途ヲ開クト云フコトデアリマス、第四ハ、重要產業ノ整備ヲ圖リ、其ノ能率ヲ向上セシメル爲ニ、產業統制ニ關スル基本的條項ノ整備ヲナサントスル點デアリマス、第五ハ、物價統制ニ關スル條項ヲ擴充致シマシテ、現在統制ノ及バザルモノニモ、統制ヲ及ボシ得ル途ヲ開カウト云フ點デアリマス、第六ハ、惡質ナル經濟統制違反ニ對處致シマス爲ニ、罰則ノ規定ヲ改正シヨウト云フコトデアリマス

以上が改正ノ要點デアリマスガ、委員會ニ於テ交サレマシタル質疑應答ハ、何レモ極メテ重要ナ點ニ觸レテ居ルノデアリマシテ、詳細ハ速記録ニ依ツテ御説承頤ヒタ伊ト存ジマスガ、就中主ナルモノト認メマシタ點ニ付テ、若干御報告ヲ申上ゲテ置キタトイト思ヒマス

先づ一般論ト致シマシテ、將來緊急ノ事態ニ備ヘル爲ニ、豫算制度ニ根本的ノ改革ヲ施スノ意思アリヤ否ヤ、又公債消化ノ爲ニ強權ヲ發動スル場合ニ必要ナル規定ヲ設クルノ意思アリヤ否ヤト云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ將來戰時豫算執行權ノ擴大ヲ必要トスルヤウナ時期ガナイトハ斷じ難イノデアルケレドモ、現在ノ所其ノ必要ヲ認メナイ、現行ノ豫算制度ノ下ニ於テ、豫備金ノ増額が最モ適當デアルト認ヌルノデ、近ク追加豫算ニ相當豫備金ノ増加ヲ要求スル積リデアルト云フ御答ヘガアツタノデアリマス、又現在程度ノ公債消化ハ必ズシモ強

正ヲ實施スルニ當リマシテ、官廳ノ機構ニ根本的ノ方法ヲ採ルノ必要ハナイ、國民ノ愛國心ニ懇ヘル程度デ足リモノト認ムルト云フ答ヘデアツタノデアリマス、今回ノ改圖ルノ意圖ヲ有スルヤトノ質問ニ對シマシテ、總理大臣ヨリ、官廳制度ニ懲罰ノ必要ヲ政府ニ認メテ居ル、政府ハ官吏制度ノ改革ヲ行ツタガ、其ノ活用ニ遺憾ナキヲ期スルト共ニ、事務運行ノ簡易化ト能率化ヲ圖ルベク努力中デアリ、更道ノ刷新ニ緊要ナルコトモ亦同感デアル、又行政官廳ノ機構ニ付テハ、今日ノ事態ニ即應シテ、實情ニ立脚シタル整備ヲ行ツテ、苟クモ民間ヲシテ歸趨ニ迷ハシメルヤウナコトノナイコトヲ期シテ居ルノデアルト、總理大臣ヨリ御答辯ガアツタノデアリマス、又總動員審議會ノ改組擴充、之ニ付キマシテモ政府ハ、審議會ノ任務ガ今回ノ改正ニ伴ツテ愈々重大ヲ加ヘル譯デアルカラ、審議會ノ運用上一層效果ヲ擧ゲルヤウニ十分ノ工夫ヲ致スト云フコトノ言明ガアツタノデアリマス

次ニ此ノ改正案ニ關スル具體的ノ諸問題ニ付キマシテ、活潑ナル質疑應答ガ行ハレマシタ、先づ經濟新體制ニ付キマシテ、今回ノ改正及ビ是ガ發動ニ依ル經濟統制ノ強化ト云フコトト、私有財產制度トノ關係、及び個人企業ノ範圍ヲ狹メテ産業ノ社會化ヲ招來スルノ虞ハナイカトノ質問ニ對シマシテ、總理大臣ハ、政府ハ憲法ノ定ムル所ニ依ツテ所存權ヲ尊重スルモノデアル、經濟統制ノ強化ハ時局克服ノ爲メ必要デアルケレドモ、政府ノ考へテ居ル所ハ、民間ノ各企業ガ、企業ノ公共性ノ自覺ノ下ニ其ノ自主性ヲ保持シテ、積極的ニ其ノ創意ト努力ヲ盡シテ、生産能率ヲ最大限ニ發揮スルト共ニ、同種類ノ企業ガ有機の一體トナツテ、生産力ヲ昂揚スル組織ヲ形成シテ、社會化ヲ圖ルト云フヤウナコトハ、政府ハ

全然考へテ居ナイト云フコトヲ答へラレタ
ノデアリマス、又企業利潤ノ問題ニ付キマ
シテ、等シク總理大臣ヨリ、決シテ利潤ヲ
否定シ、或ハ之ヲ抑制セントスルモノデハ
ナイ、各企業ガ其ノ自主的ノ責任ニ於テ運
營セラレテ、十分創意ト工夫トヲ盡シテ生
産ノ増強ニ努メ、之ニ依ツテ利潤ノ増加ヲ
期待シテ居ルノデアル、唯利益ノ追求ヲ以
テ最高至上ノ目的トナシ、之ニ専念シテ他
ヲ顧ミザルヤウナコトノナイコトヲ期スルモ
ノデアルト云フ答難ガアツタノデアリマス
第十八條ノ改正デアリマスガ、恐ラク此
ノ條ガ今回ノ改正ノ中ノ最モ重要ナ箇條デ
アルト存ジマスガ、此ノ第十八條ノ改正規
定ノ運用ニ關シマシテ、政府ハ今議會ニ提
出ノ豫定デアツタ産業團體法等ノ提案ヲ見
合ハセタノデアルガ、經濟新體制ニ基ク經
濟團體組織ノ必要上及ビ農林漁業團體ノ統
制ノ必要、又配電管理ノ必要ト云フヤウナ
コトカラ、法案ノ提出ハ見合ハセラレタノ
デアルガ、此ノ總動員法第十八條ノ發動ヲ
見ル考へデアルカドウカト云フ質問ニ對シ
マシテ、政府ノ答辯ハ產業團體法等ノ法律
案ノ提出ヲ見合ハセタコトト、此ノ總動員
法中改正法律案ヲ提出シタコトハ、大體
ニ於テ別箇ノ問題デアル、經濟團體ノ組織
ニ付キマシテハ、先ツ鐵或ハ石炭ト云フヤ
ウナモノニ付テ、ソレトヽ其ノ業種ニ適合
シテ居ル團體ノ組織ヲ現ニナサシメツツア
ルノデアル、是ガ組成運用ニ當ツテ法規ノ
根據ヲ必要トスル如キ場合ガ生ズレバ、其
ノ必要ニ應ジテ第十八條ヲ適用スルト云フ
コトモ豫想シ得ルコトデアル、配電管理ニ
付キマシテハ、今回法案ノ提出ハ見合ハセ
タノデアルガ、電力節約ノ上カラ配電統制
ノ強化ハ必要ト認メテ居ル、其ノ方法ニ付
テハ更ニ官民各方面ノ意見ヲ徵シテ決定ヲ
致シテ、法令ノ許ス範圍内ニ於テ實施致シ
タイト云フ考へデアル、但シ必要イムヲ得
ザル場合ニ於テハ、或ハ第十八條ヲ適用ス
ル場合モアリ得ルト思フト云フ答へデアル
タノデアリマス、更ニ農林漁業團體ノ統合

ニ付キマシテハ、諸般ノ事情ニ鑑ミ、今回
ハ法案ノ提出ヲ中止致シテ、現在ノ機構ヲ
以て切抜ケテ行ク考へデアルカラ、農林漁
業團體統合ノ爲ニ此ノ十八條ヲ發動スル考
ヘハナイ、斯ウ云フコトヲ農林大臣ヨリ答
辯ガアツタノデアリマス

次ニ政府ノ企圖致シテ居ル所ノ統制團
體ノ組織内容ハ如何ナルモノデアルカト
云フコトニ關シマシテ、種々質疑ガ行ハ
レタノデアリマス、政府ノ考へテ居ル所
ハ、民間業界ノ實情ニ通ジテ居ツテ、其ノ指
導者ノ業界ノ輿望ニ副ウテ選定セラレル所ノ
所謂指導者ヲ中心トスル統制機構ヲ政府
ハ考へテ居ルノデアル、サウシテ其ノ指
導者ニ統制ニ必要ナル權限ヲ興ヘテ、其ノ指
導者ノ創意ト責任ニ於テ團體員ノ指
導ニ任せシメテ、政府ハ其ノ大綱ニ付テ
ノミ團體ノ指導監督ヲナサントスルモノ
デアルト云フ答ヘデアツタノデアリマス、
又統制會社ノ設立ニ關シマシテモ、其ノ首
腦部ニハ成ベク民間ノ練達ノ士ヲ推薦スル
方針デアツテ、所謂官吏ノ天降りの人選等
ハ避ケタイト云フコトデアツタノデアリマ
ス、第十六條ノ三ノ企業合同ニ關スル方針
ニ關シマシテ、政府ノ説明ハ大體次ノ通り
デアツタノデアリマス、即チ企業合同ト
云フコトハ、生産計畫又ハ技術上必要ア
ル場合ニ行フモノデアツテ、決シテ無暗
ト行ハントスルモノデハナイ、政府ハ中小
企業ニ對シテハ、之ヲ維持育成スルコトヲ
根本方針トシテ居ルノデアルガ、軍需工業
等ノ重要產業ニ付テ、整理合同ノ必要ヲ生
ズルコトハ勿論、或ハ平和產業ニ付テモ
企業合同ノ避ケ難キ場合ガアルト考ヘル、
但シ斯様な場合ニ於テハ、極力其ノ圓滑ナ
ル進行ヲ助成スル方針デアルノデ、今回事
業ノ讓渡合併等ノ場合ニ於ケル租稅ノ負擔
輕減ノ途ヲ開キ、又必要ニ應ジテ融資命令
ヲ發スルコトモ考慮致シテ居ルト云フコト
デアツタノデアリマス、第十一條ノ金融關
係ノ改正規定ニ關シマシテ當局ヨリ、今回
新タニ補充シタル所ノ債務ノ引受又ハ債務

伊語ハ命令ハ銀行就中興業銀行等ニ對シテノミ發スルモノニアツテ、之ニ依ツテ現實ノ通貨ヲ動カサズシテ、從來ノ融資命令ト同一ノ效果ヲ擧ゲテ資金供給ノ圓滑ヲ圖リ、且又萬一ノ事態ニ備ヘントスル趣意デアルト云フコトノ説明ガアツノデアリマス、價格統制ノ關係ニ付キマシテ、或ル委員ヨリ、所謂九・一八停止制ノ實施期限ヲ一箇年延長サレタコトハ遺憾デアル、速力ニ全面的ニ公定價格制ヲ實施スルノ必要方アルト云フコトヲ熱心ニ主張サレタコトニ對シマシテ、政府ハ一年以内ニ能フ限り公定價格ヲ形成シテ、所謂九・一八價格停止制ヲ廢止スペク折角努力中デアルト云フ御答へデアツクノデアリマス

罰則ノ改正ニ關シマシテハ、多數ノ委員諸君ヨリ、從來總勸旨法ニ基イテ發セラレル所ノ勅令、其ノ他ノ法規ガ甚ダ一般ニ徹底ヲ缺イテ居ル、是ガ爲ニ法規違反者ノ中ニハ洵ニ氣ノ毒ナル善意ノ犯罪者モアルノデアルカラ、諸法規ノ周知方ニ付テハ、政府ハ格段ノ工夫努力ガ必要デアルト云フコトヲ力説セラレマシタコトニ對シテ、當局モ之ヲ認メラレマシテ、將來法規ノ周知徹底方ニ付テハ、凡ニユル手段ヲ講ジテ、極力ソレノ行渡ルヤウニ努力ヲ惜シマナイ積リデアルト云フ言明ガアツクノデアリマス

最後ニ、此ノ法律案ハ申スマズモナク其ノ内容ノ大部分ヲ勅令ニ委任ヲ致シテ居リマシテ、可ナリ强大ナル權限ヲ政府ニ賦與セントスルモノニアリマスルカラ、是ガ運シテ國民ノ活力ヲ殺ギ、却テ國家總力發揮ノ大目的ニ背馳スルガ如キ結果ニ陥ラザルコトガ、最モ肝要ト存ズルノデアリマスルガ、委員會ニ於ケル本案審議ノ経過ニ於キノ注意ヲ拂ハレルノ意思アルコトガ明カニ認メ得ラレタノデアリマス

斯クテ質疑ヲ終了致シマシテ、討論ニ入

○議長（小山松壽君）　御異議ナシト認メマ
ス、仍テ日程ハ追加セラレマシタ——衆議
員議員ノ任期延長ニ關スル法律案、府縣會
議員、市町村會議員等ノ任期延長ニ關スル
法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ
開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委
員長清瀬一郎君

○議長（小山松壽君）　直チニ本案ノ第二讀會ヲ開
キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通
り可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長（小山松壽君）　服部君ノ勧議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長（小山松壽君）　御異議ナシト認メマ
ス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ
タ
○議長（小山松壽君）　本案ノ第二讀會ヲ開
クニ御異議アリマセヌカ

○議長（小山松壽君）　御異議ナシト認メマ
ス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ
タ
○議長（小山松壽君）　御異議ナシト認メマ
ス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ
タ
○議長（小山松壽君）　別ニ御發議モアリマ
セヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通
リ可決確定致シマシタ（拍手）

○服部崎市君　議事日程追加ノ緊急動議ヲ
提出致シマス、即チ此ノ際政府提出、衆議
院議員ノ任期延長ニ關スル法律案及び府縣
會議員、市町村會議員等ノ任期延長ニ關ス
ル法律案、右兩案ヲ一括議題トナシ、委員
長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ速エラレンコ
トヲ望ミマス

○議長（小山松壽君）　服部君ノ勧議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
府縣會議員、市町村會議員等ノ任期延長
長ニ關スル法律案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)
一衆議院議員ノ任期延長ニ關スル法律案
(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十六年二月八日
衆議院議長小山松壽殿 報告書
一府縣會議員、市町村會議員等ノ任期延
長ニ關スル法律案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十六年二月八日
衆議院議長小山松壽殿 報告書
一郎 委員長 清瀬 一郎
衆議院議長小山松壽殿 報告書
(清瀬一郎君登壇)
○清瀬一郎君
本委員會ノ經過及び結果ヲ
御報告申上げマス、衆議院議員ノ任期延長
ニ關スル法律案ノ骨子ヘ、申スマデモナク
本年四月末日ニ満了スベキ現任衆議院議員
ノ任期ヲ、明年四月末日マデ、即チ一箇年
間延長致シマシテ、此ノ緊迫セル時局下ニ
國民ヲシテ總選舉ニ没頭シ、時局ニ關スル
注意ヲ其ノ方ニ逸散セシメルコトヲ避ケル
目的ノ法律デアリマス、此ノコトニ附隨シ
テ二、三ノコトガ規定セラレテアリマス、
其ノ一つハ此ノ一年間ハ衆議院議員ノ再選
舉及ビ補闕選舉ハ、是亦行ハナイト云フコ
トデアリマス、サリナガラ若シモ衆議院ノ
員數が各選舉區ニ定員全部ヲ合シタ數、即
チ四百六十六ノ三分ノ二以下ニ下ルト云フ
事故ガアリマシタラバ、補充選舉ト云フ
モノヲ行フノデアリマス、補充選舉ハ本法
ニ認メタ新ナチナ制度デアリマシテ、如何ナ
ル限度ニ於テ之ヲ行フカ、如何ナル方法ニ

佐ツテ行方ハ蔣令ニ委任セラレ居リ
ス、勅令案ノ内容ヲ聞キマスルニ斯ウ云フ
コトデアリマス、若シ今申ス缺員ガ出来マ
シテモ、一ツノ選舉區ニ二人以上ノ缺員ガ
生ジナイト補充選舉ハ行ハナイ、一人以上
ノ缺員ガ出来タ場合ノ補充選舉ノヤリ方ハ、
大體從前ノ補闕選舉ノ機構デ行ク、斯ウ云
フ言明デアリマシタ
府縣會議員及び市町村會議員ノ任期延長
ノ法律ノ内容ハ、昭和十七年三月三十一日
マデニ任期ノ満了スペキ府縣會議員、市町
村會議員、北海道一級二級ノ町村會議員、
全部事務ノ爲メノ町村組合ノ議員、是ノ任
期ヲ延長スルト云フ案デアリマス、此ノ法
案ノ適用ニナリマスル場合ハ、實際トシテ
縣ニ於テ三縣市ニ於テ七十四市、町村ハ
九千五百ノ多キニ上リマス、此ノ地方議員
ノ選舉ノ場合ハ、一ツノ地方デ代議士選舉、
縣會議員選舉、市町村會議員ノ選舉ガ同時
ニ重ナルコトヲ避ケル爲ニ段階ヲ付ケテア
リマス、即チ府縣會議員ノ選舉ト、六大城市
市制第六條ノ市ノ選舉、是ハ來年ノ四月
一日、其ノ外ノ選舉、即チ九千五百ノ市町
村會議員ノ選舉ハ五月二十日、眞中ニ入りマ
スル代議士選舉ヲ寄セマスルト三段ニ選舉
ガアル筈デアリマス、地方議員ノ選舉ハ衆
議院議員ノ場合ト違ヒマシテ、補闕選舉ト
再選舉ハ共ニ行フノデアリマス、其ノ譯ハ
地方議員ノ場合デアリマスルト、選舉ノ規
模モ小デアルシ、競争モ代議士選舉ノ場合
ノ如ク激烈、デナカラウカラ、時局下ニ於テ
モ之ヲ行ツテ差支ヘナカラウト云フ理由ノ
趣キデアリマス
尙ホ本案ニ牽聯シテ起リマンシ質疑應答
ノ一ツニツダケヲ申上げマスルト、衆議院
議員ノ任期ヲ延長スルコトハ實ニ重大ナコ
トダ、今回ノコトガ前例ニナツテ、斯様ナ
コトガ、一日、濫用サルル虞ハナカラ
ウカト云フ疑ニ對シテ、政府ハ今回ニ於テ
モ實ニ慎重ナル考慮ヲ運ラシテ茲ニ提案ヲ
ナスニ至ツタ、後年是ガ濫用サルベキ性質
ノモノデハナイト云フ重要ナ御言明ガアリ

マシタ、次ニハ時局ノ状態ガ來年モ亦此ノ通リ續ク、サウ云フ場合ニハ再延長ハ考慮、ナルルデアラウカト云フ御質疑デアリマス、内務大臣ハ、ソレハ其ノ時ノ情勢ニ依ルノダ、今カラ斷言ハ出來ナイ、併シナガラ情勢ガ相當ニ緊迫シテモ追掛ケテ二度モ延長スルコトハ考ヘナケレバナラヌカラ、大體ハ左様ナコトハナカラウト想像サレルト云フコトデアリマス

委員會ハ簡単ナ文字ノ法案デハアリマスルガ、非常ニ重大ナコトデアリマシタカラ、慎重ニ審議ヲ重ネマシタ、本日ノ委員會デ兩案トモ熊谷五右衛門君ノ發案デ、可決スベキ旨報告スベシトノ意見ガ發表サレマシテ、滿場一致其ノ通り可決シタノデアリマス、此ノ段御報告申上ガマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 兩案ノ第一讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

○服部崎市君 直チニ兩案ノ第一讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決セラレバコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

衆議院議員ノ任期延長ニ關スル法律案
府縣會議員、市町村會議員等ノ任期延長ニ關スル法律案
○議長(小山松壽君) 別ニ御發議モアリマス、仍テ直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

○服部崎市君 議事日程追加ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提出、國防保安法案ヲ議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレバコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマス、即チ此ノ際政府提出、國防保安法案ヲ議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレバコトヲ望ミマス

○議長（小山松壽君）御異議ナシト呼ブ者アリ
斯、仍て日程ハ追加セラレマシタ——國防
保安法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員
長ノ報告ヲ求メマス——委員長野村嘉六
君
國防保安法案（政府提出）
　　報告書 第一讀會ノ續（委員長報告）
一國防保安法案（政府提出）
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十六年二月八日
　　委員長 野村 嘉六
衆議院議長小山松壽殿
（野村嘉六君登壇）
○野村嘉六君 只今議題トナリマシタ國防
保安法案ノ委員會ノ經過竝ニ結果ニ付キ御
報告申上ゲマス
本案ハ戰時立法トシテ近代戰ノ、國家總
力戰ノ使命ヲ果ス重要ナル法案デアリマス、其ノ運用ノ如何ニ依リマシテハ、國民ノ利害ニ及ボス影響ハ甚大デアリマス、之ヲ以テ本案ハ國民注視ノトナツテ居ル次第デアリマス、我が國ノ作戰用兵等ノ軍事上ノ祕密ハ、軍機保護法ニ依ツテ保護サレテ居リマス、併シ作戰用兵等以外ノ外交、財政、經濟等ノ國家重要ノ祕密ニ對シマシテハ、何等保護ノ規定ハナノイデアリマス、サウシテ近代戰ハ武力ノミデハ勝敗ハ決マリマセヌ、外交、財政、經濟等ノ力が必要デアルノデアリマス、故ニ近代戰ハ國家總力戰ト言フ次第デアルノデアリマス、此ノ點ニ關シマシテ、各國ガ如何ニ周密ナル諜報網ヲ張リツツアルカハ、實ニ事實ヲ調べマスルト驚クベキモノガアルノデアリマス、其ノ方法ハ、第一諜報戰デアリマス、諜報戰ト云フノハ、國家ノ樞要ナル内情ヲ探るノデアリマス、第二ハ宣傳戰デアリマス、宣傳戰ト云フノハ、其ノ國民ヲ誤マラシムテ、然ル後謀略ヲ行フノデアリマス、謀略ト云フノハ、政治的モ、軍事的モ、經濟的モア

ルノデアリマス、外國ノ是等ノ工作ニ對シ
絕對的ニ防止スルノガ本案ノ目的デ、若シ
是等ノ機密ガ外國ニ洩レタル場合ニハ、我
ガ國家ノ運命ニ係ル危險ヲ來スノデアリマ
ス、故ニ各國ノ法律ヲ見マシテモ、之ニ對
シテハ極刑ヲ以テ臨ンデ居リマス、實ニ國
家興亡ノ岐レル所デアリマス、併シナガラ
一面斯カル重要ナル國家機密トハ、如何ナ
ルモノナリヤト云フコトヲ明カニセナケレ
バナラヌ、サウシナイト、國民ハ實ニ薄氷
ヲ踏ム思ヒヲナスノデアル、何トナレバ本
法違反ハ、重キハ各國同様死刑ヲ以テ臨ン
デ居ル次第デアリマス、仍テ是カラ本法案
ニ基キ各委員ヨリ疑義ヲ質サレタル點、竝
ニ質問應答ニ依ツテ明カニナツタ點ヲ申上
ゲマス

本法ハ二章ヨリ成ツテ居リマシテ、第一
章ハ罪、第二章ハ刑事手續デアリマス、サ
ウシテ第一條ニハ、國家機密ノ定義竝ニ輪
郭ヲ示シテアリマス「本法ニ於テ國家機密
トハ國防上外國ニ對シ祕匿スルコトヲ要ス
ル外交、財政、經濟其ノ他ニ關スル重要ナ
ル國務ニ係ル事項ニシテ左ノ各號ノニ該
當スルモノ及之ヲ表示スル圖書物件ヲ謂フ」
トアリマス、サウシテ其ノ第一號ニハ「御前
會議、樞密院會議、閣議又ハ之ニ準ズベキ
會議ニ付セラレタル事項及其ノ會議ノ議事」
第二號ニハ「帝國議會ノ祕密會議ニ付セラレ
タル事項及其ノ會議ノ議事」、第三號ニハ「前
二號ノ會議ニ付スル爲準備シタル事項其ノ
他行政各部ノ重要ナル機密事項」是デアリマ
ス、ソコデ第一號ノ之ニ準ズベキ會議「下ハ
如何ナル會議ナリヤトノ質問ニ對シマシテ、
政府ハ、譬へテ見タナラバ、四相會議ノ如キ
モノデアルトノ答辯ニアリマシタ、第一號ヨリ
第三號まで全部國家祕密ナリヤトノ質問ニ
對シテ、其ノ中ニ國家祕密ナラザルモノガア
ル、仍テ國家祕密ノ部ニハ、其ノ旨特ニ表示
スルトノ答辯ニアリマシタ、隨ヒマシテ若シ
モ表示以外ノ部分ガ外部ニ洩レマシテモ、ソ
レハ祕密漏泄デアリマセヌ、ソレカラ其
ノ他行政各部ノ重要ナル機密事項トハ如何
ナルモノデアルカトノ質問ニ對シ、各省ニ於

ケル大臣ガ機密事項トシテ決裁シタヤウナ
モノヲ謂フト云フ答辯デアリマシタ、第二
ノ帝國議會ノ祕密會議ニ付セラレタル事項ヲ、
祕密會議ニテ知リ得タ議員ガ、他ノ同僚議
員ニ洩ラシタル場合ハ、ヤハリ機密漏泄デ
罰セラレルヤトノ質問ニ對シテ、議員ガ他
ノ議員ニ洩ラシタル場合ニハ、別ニ機密漏
泄罪ハ成立セス、即チ差支ヘチトノ答辯
デアリマシタ、國家機密事項デ既ニ社會ニ
知ラレテ居ル公知ノ事實ヲ、祕密會デ機密
事項トシテ決定シタ場合ニ、ソレヲ洩ラシ
タ時ニハ、機密漏泄罪ヲ構成スルカトノ質
問ニ對シテ、其ノ事柄ガ機密ノ性格ヲ保持
シツツアル場合、例ヲ舉ゲテ申シマスト、
物動計畫ノ一部ノ數字等ヲ洩ラシタ場合、
即チ是ハ機密ナル事項トシテアツタ場合ニ、
ソレヲ洩ラシタル場合ニハ罪ヲ構成スル、併
シナガラ全部既ニ公知サレタル場合ハ、機
密性ヲ失ツテ居ルカラシテ、罪トナラヌト
ノ答辯デアリマシタ

更ニ第三條ヨリ第十條マデ歎心ニ質問ガ
アリマシタ、第三條ノ「業務ニ因リ國家機
密ヲ知得シ又ハ領有シタル」トアル、此ノ
業務ノ範圍竝ニ事例ヲ示サレタシトノ質問
ニ對シテ、業務トハ職務ヨリハ廣イ意味ナ
リト答へ、其ノ業務ノ中ニハ、國家機密ニ
職務上關係シタル官吏又ハ議員、
〔田淵豊吉君「議長々々」ト呼ブ〕

○議長（小山松壽君）注意致シマス

○野村嘉六君（續）又ハ國家機密ヲ取扱フ
コトガ其ノ……

○議長（小山松壽君）不規則ノ發言ヲ禁ジ
マス

〔田淵豊吉君「反對デス、反對デス、今
飯食ヘト言フカラ食堂ヘ行ツテ居ツタ、
ソレガ何デス」と呼ブ〕

○議長（小山松壽君）田淵君ニ退場ヲ命ジ
マス

此ノ際一言致シマス、議長ヨリ宣告ヲ致
スコトガアリマス、時局ニ鑑ミ議員諸君ハ
極メテ眞剣ニ審議ニ當リツツアル際、田淵

君ハ議場ノ秩序ヲ紊乱シタルヲ以テ、去ル二日及ビ六日、同君ニ退場ヲ命ジマシタガ、而モ今日又退場ヲ命ズルノ已ムナキニ至ツタノデゴザイマス、議長ハ時局下ニ於ケル同君ノ數次ニ瓦ル此ノ言動ハ、議院ノ體面ヲ汚スモノトシテ懲罰委員ニ付シマス（拍手）○野村嘉六君（續）職務ノ一部タル場合ヲ云フトノコトデアリマシタ、然ラバ新聞記者又ハ通信員ハドウデアルカトノ質問ニ對シテハ、新聞記者トカ又ハ通信員、ソレカラ實業家、是等ノ者ハ本來ノ職務デナイ、唯知ツタト云フダケデアリマスカラシテ、此ノ中ニハ入ラスト云フ答辯デアリマシタ、然ラバ辯護士ノ場合ハドウデアルカ、此ノ質問ニ對シテ、職務上即チ辯護上知り得タ國家機密ヲ洩ラス時ニハ罪トナル、併シ是モ單ニ知ツタト云フダケデアツタラバ、罪トナラスト云フ答辯デアリマシタ、同第三條乃至第七條ハ、國家機密ヲ探知シ收集セントスル、所謂「スペイ」ヲ妨止セントスル規定デアリマス、此處デ申上ゲテ置キマスガ、公ニスル時トハ、例ヘバ新聞雑誌ニ公表シ、又ハ大衆ノ前デ演説スルヤウナコトヲ謂フノデアリマス、是ハ何人モ知リ得ル狀態ニ置クコトデアツテ、此ノ害惡ハ直接「スペイ」ニ知ラセルト少シモ變ツテ居リマセヌ、斯ウ云フ意味デアリマス、第八條ハ、外國ニ日本ノ外交、財政、經濟ノ情報ヲ賣込ム行爲ニ對スル規定デアリマス、從來是等ノ行爲ヲナシタル者ガアリマシタガ、處罰規定ガナカツク爲ニ、遺憾ナガラ罰スルコトガ出来ナカツクナデアリマス、今後此ノ法案ガ成立チマシタナラバ、斯カル非ントスル謀略行爲ヲ防止セントスル規定デアリマス、第十條ハ、同ジク敵性國ガ我ガ國ノ經濟攪亂ヲナサントスルヲ防止セントスル規定デ、此ノ實際ノ例ト致シマシテハ、先年「マッチ」ノ買占ニ依ツテ「マッチ」飢餓ヲ

來シタコトガアリマス、當時當局デ内容ヲ調査致シマスト、影武者トシテ財界攬亂者ガ魔手ヲ伸バシテ居タト云フ、悲シムベキ事實アリマス（拍手）元來ガ國家機密ノ漏泄ヲ防止スル法律デアリマスカラ、本人ガ未ダ發覺セザル前ニ於テ、官ニ自首シタル場合ニハ、其ノ刑ヲ輕減シ又ハ免除スルコトヲ、
第十四條ニ定メタノデアリマス

第二章ニ移リマス、第二章ノ刑事手續ハ、以上ノ如キ戰時立法デ、我方國ノ國家機密ガ外國ニ漏泄スルコトヲ防グ爲ノ立法デアリマスカラ、内地ニ於ケル詐欺トカ横領等ヲ取扱フノトハ異ツテ居ルノデアリマス、殊ニ此ノ種犯罪ハ組織的又ハ團體的ノ特質ヲ有スルノト、外國ニ關スルノデ、敏捷ニ捜査シ遺漏ナキヲ期スル爲ニ、檢事總長ノ指揮ノ下ニ、檢事ヲシテ直接検査ノ任ニ當スルコト致シマシテ、檢事モ選ンデ餘程事務ニ堪能ナル人二十人ト致シマシテ、之ヲ大都市ニ配置シテ、敵性國ノ諜報網ニ對シテ、一舉ニシテ潰滅セシムル方針デアルトノコトデアリマス

マセヌデシタ、サウシテ眞剣ニ質疑應答ヲ
續ケラレマシタ、私ハ本年二一八八年間議
會ニ議席ヲ持ツて居リマスガ、併シナガラ
未ダ曾テ、斯カル眞劍ナ委員會ヲ見タコト
ハナインデアリマス（拍手）時局ノ重大性ニ
鑑ミテ、眞ニ翼賛議會ノ性質ヲ發揮シタモ
ノナリト深ク感ジテ、委員諸君ニ感謝ノ意
ヲ表シマス、斯クテ討論ニ入りマシタガ、
討論ヲ略シテ、眞鍋儀十君ノ動議ニ依ソテ、
直チニ採決ヲ致シマシタ、採決ノ結果、全
會一致ヲ以テ原案ガ可決サレマシタ、仍テ
此ノ段御報告致シマス（拍手）
○議長（小山松壽君） 本案ノ第二讀會ヲ開
クニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕
○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマ
キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通
リ可決セラレンコトヲ望ミマス
全部ヲ議題ト致シマス
○議長（小山松壽君） 服部君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕
○議長（小山松壽君） 別ニ御發議モアリマ
セヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通
リ可決確定致シマシタ（拍手）
○服部崎市君 議事日程追加ノ緊急動議ヲ
提出致シマス、即チ此ノ際政府提出、帝都
高速度交通營團法案ヲ議題トナシ、委員長ノ
報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ
望ミマス
○議長（小山松壽君） 服部君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

高速度交通營團法案、第一讀會ノ續(政府提出)
キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員
長堤康次郎君

帝都高速度交通營團法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

一帝都高速度交通營團法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十六年二月八日

委員長 堤 康次郎

衆議院議長小山松壽殿

〈堤康次郎君登壇〉

○堤康次郎君 只今議題トナリマシタ帝都
高速度交通營團法案ニ關スル委員會ノ經過
並ニ結果ヲ御報告致シマス

本法案ハ帝都ニ於ケル地下高速度交通事
業ノ整備擴充ガ、交通上及ビ防空上焦眉ノ
急務デアルニ鑑ミマシテ、特殊ノ法人タル
帝都高速度交通營團ヲ設立シテ、是ガ實施
ニ當ラシムル爲ニ提出セラレマシタ緊急重
要ナル法案デアリマシタノデ、委員會ニ於
キマシテハ三日間ニ亘り、委員諸君ノ實ニ
熱心ナル慎重審議ガ行ハレマシタ、本法ノ
目的トスル所ハ、一言ニシテ申シマスルナ
ラバ、平時、戰時ニ於ケル交通上並ニ防空
上、帝都ニ於ケル地下鐵道ヲ整備擴充スル
コトガ焦眉ノ急務デアル、之ヲ達成スル爲
ニハ、最モ適應スル有力ナル特殊ノ機關ヲ
設立シテ、之ニ現在ノ地下鐵道ノ全部ヲ買
收セシムルト同時ニ、毎年資材ト資金ノ許
ス限り、極力建設ヲ促進セシメマシテ、且
又政府ニ於テモ之ニ對シテ強力ナル監督助
成ヲナサントシテ居ルノデアリマス、本委
員會ニ於キマシテモ、本法制定ノ趣旨ニ付
キマシテハ、何レモ贊意ヲ表セラレタノデ
アリマスルガ、次ノ諸點ニ付キマシテ論議
ガアツタノデアリマス

先づ本營團ノ使命目的ハ、交通上及ビ防
空上、地下鐵道ノ整備擴充ヲ圖ルモノデアル
ト云フガ、防空上果シテ如何ナル效果ガア

ルノカト云フ質問ガアリマシタ、之ニ對シ
テ政府カラハ、空襲下ニ於テハ地下鐵道方
唯一ノ交通機關トシテ重要地區ノ連絡ナド
ヲナス外ニ、一部ノ施設ヲ避難所トシテ使
用シ、又ハ輸送上支援ナキ部分ニ付テハ、
之ヲ防空用トシテ利用スルコトガ出來ルカ
ラ、防空上重要ナル效果ヲ有スルモノデア
ルト云フ説明ガアリマシタ、本營團ニ對ス
ル政府以外ノ出資、即チ東京市及ビ民間ノ
出資ニ對シテハ、ナゼ配當ノ保證ヲシナイ
カト云フ質問ニ對シマシテハ、本營團ノ公
益的使命ニ鑑ミテ、政府以外ノ出資ニ對シ
テハ、大體六分ヲ限度トスル適當ナ配當ヲ
シテ行キタイト云フ答辯デアリマシタ
次ニ本營團ハ拂込資本金ノ十倍マデ、交
通債券ヲ發行スルト云フガ、其ノ利率ヲ
ドノ位ニスル積りカトノ質問ニ對シマシ
テハ、政府カラハ此ノ交通債券ハ大體地
方債竝ミノ取扱ヒヲシテ居ルノデアツ
テ、其ノ利率モ地方債同様四分二、三厘
位ニシタトイ考ヘテ居ルト云フコトデアリ
マシタ、又役員ハ如何ナル資格ノ者ヲ任命スル
積リデアルカトノ質問ニ對シテ、營團ノ使
命ニ鑑ミ、又地下鐵道ノ建設竝ニ經營ト云
フ事業ヲ遂行スル爲ニ、之ニ最モ適スル如
キ人物、即チ事業ニ經驗ガアリ、又社會ノ
信用モアリ、實力ノアル人物ヲ選任シタイ
考ヘデアルト云フ答辯ガアリマシタ
評議員ノ員數、其ノ資格、竝ニ評議員會
ニ諸ル事項如何トノ質問ニ對シマシテハ、
政府八大體評議員ノ員數ハ二十人前後トシ
居ル、又評議員會ニ諸問スル事項ハ、大體
評議員ハ東京市ノ關係者、關係電鐵事業者
學識經驗者、關係各廳高等官ナド、各方面
カラ適當ナル人ヲ選ビ任命シタトイ考ヘテ
道ノ建設ノ如キハ、鐵道省自ラ之ヲスレバ
宜イデハナイカト云フ質問ニ對シマシテ、
株式會社ノ株主總會ニ諸ル事項ト略、同様
デアルト云フ説明デアリマシタ、又地下鐵
道ノ建設ノ如キハ、鐵道省自ラ之ヲスレバ
宜イデハナイカト云フ質問ニ對シマシテ、
政府カラハ國有鐵道ガ幹線輸送力ノ増強ト
カ、水陸連絡施設ノ強化、東京下關間廣
軌幹線ノ建設ナド、全國的ニ交通整備ニ當
ル重要ナル計畫ヲ樹テナケレバナラナイカ

ト云フ答辯ガアリマシタ
其ノ他色々ノ質疑應答ガアリマシタガ、
根本的ノ質疑ト申シマスルノハ、此ノ法案
デ防空ノ施設ハヤル、併シナガラ交通調整
ト云フ目的八十分達成サレナイデハナイカ、
即チ地下鐵道ダケヲ統合シテモ、地上ハ東
京市ニヤラスノデハナイカ、郊外ハ又四ツ
ノ「ブロック」ニヤラスノデハナイカ、之ヲ
統制スルトシテモ、互ヒニ犬牙錯綜シテ中
巧クハ行クマイ、寧ロ理想的ニ大合同ヲ
シナケレバナラヌノデハナイカト云フ、
根本論ニ對シテ傾聽スベキ質疑ガアツタノ
デアリマス、此ノ點ハ交通調整委員會ニ於
キマシテモ、大議論ノ焦點ニナツタノデ
アリマシテ、各出資ヲシテ一元的ノ大合
同シタ方ガ宜トイチ云フ案モ出テ、相當検討セ
ラレタノデアリマスガ、是ガ根本ニ於テ困難
デアリマシタノハ、帝都ノ交通ヲ一元的統
制ヲスルノニハ、省線ヲドウスルカト云フ
問題が起ツテ來ルノデアリマス、即チ山手
線、東海道線、中央本線、東北本線、常磐
線、是ガ皆帝都ニ頭ヲ出シテ居ル、ソコデ
其ノ頭ダケヲ切ツテシマツテ、現物出資ハ
出來ナイデハナイカト云フコトデアリマシ
タガ、鐵道省デハ一時之ヲ出サウト云フコ
トニナツタノデアリマス、然フバドウンテ
之ヲ出スカト云ヘバ、出スコトハ出スケレ
ドモ、運轉ト管理ハ又鐵道省ノ方ニ委託ヲ
受ケルト云フ、運轉ト管理ヲ鐵道カラ取
タナラバ何ガ殘ルカ、ソレハ出スノデハナ
イ、見セルノデハナイカト云フコトデアリ
テ、丁度改札口デ「バス」ヲ見セルヤウナコ
トデ、ソレハ意味ヲ成サナイト云フコトデ
此ノ案ハ立消エニナツタノデアリマス、ソ
コデ之ヲ實行シヨウツレバ、ドウシテモ
一元の大合同ニ向フノニハ現物出資デハ不
可能デアル、サウスルト政府ガ公債ヲ發行
シテ、買收ヲスルヨリ外ニ方法ハナインデ
アリマスルガ、併シ此ノ時局下ニ於テ、十

億前後ノ公債ヲ發行スルコトガ良イカ惡イカ、又ソレ程必要ガアルカト云フコトハ、是ハ相當議論ガアリマス、ソコデ今是ガ出来ナイトスレバ、今ノ政府提出ノ案デ行クト云フコトガ、時局下ニ於ケル最善ノ案デアルト確信ヲスルノデアリマシテ、交通調整委員會ニ於キマシテモ、三十二回議ヲ練リマシテ、此ノ案ニ到達致シタノデアリマス、其ノ間最モ鐵道當局ハ、官僚獨善ニ陷ルコトナク、能ク長ヲ採リ短ヲ捨テ、此ノ委員會ニ協調セラレマシテ、此ノ良イ案ガ出來上ツタノデアリマス、又地下鐵道ノ苦心ヲ經テ、段々事業ガ良クナツテ來タ今日、之ヲ提供スルト云フコトハ、相當愛看忍ビ能ハザルモノガアルト思フノデアリマスガ、國家的見地ニ立ツテ、圓満ニ之ヲヨク提供セラレタコトニ敬意ヲ表シマスルト同時ニ、此ノ業者ニ國家的見地ニ立ツテ之ヲ提供セシメラレマシタ鐵相及ビ鐵道當局ノ苦心ニ對シテモ敬意ヲ表セザルヲ得ナイノデアリマス

斯クノ如クニシテ本案ハ官民一致總協力ノ下ニ、最モ理想トスルモノデアルト確信ヲ致シテ居ルノデアリマシテ、委員會ニ於キマシテモ高橋義次君カラ、本案ハ討論ヲ省略シテ賛成ヲシタ伊ト云フ動議ニ依ツテ、満場一致可決確定致シタノデアリマス、此ノ旨御報告申上ゲマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○服部崎市君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長（小山松壽君）御異議ナシト認メマ
ス、仍テ直チニ本案ノ第一讀會ヲ開キ、議
案全部ヲ議題ト致シマス

帝都高速度交通營團法案 第二讀會（確定議
案）

○議長（小山松壽君）別ニ御發議モアリマ
セヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通
リ可決確定致シマシタ（拍手）

○服部崎市君 議事日程追加ノ緊急動議ヲ
提出致シマス、即チ此ノ際政府提出、日本
發送電株式會社法中改正法律案ヲ議題トナ
シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メ
ラレ、コトヲ望ミマス

○議長（小山松壽君）服部君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長（小山松壽君）御異議ナシト認メマ
ス、仍テ日程ハ追加セラレマンシタ——日本
發送電株式會社法中改正法律案ノ第一讀會
ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマ
ス——委員長田中万逸君

日本發送電株式會社法中改正法律案
(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
報告書

一日本發送電株式會社法中改正法律案
(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十六年二月八日

委員長 田中 万逸

衆議院議長小山松壽殿

〔田中万逸君登壇〕

○田中万逸君 只今議題トナリマシタ日本
發送電株式會社法中改正法律案ノ委員會ニ
於ケル經過竝ニ結果ヲ御報告致シマス、本
案ハ現下ノ緊迫セル内外ノ情勢ニ鑑ミ、日
本發送電株式會社運營ノ基礎ヲ改善強化シ
以テ國防產業ノ礎石トモ謂フベキ電力ノ生
産配給ヲ整備致シ、高度國防國家體制ニ即
應スベキ時局下緊急ノ法案デアリマス、而
シテ法案ソレ自體ハ頗ル簡単ナモノデアリ

帝都高速度交通營團法案

法案

○議長（小山松壽君）別ニ御發議モアリ、セヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決確定致シマシタ（拍手）

○服部崎市君 議事日程追加ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提出、日本發送電株式會社法中改正法律案ヲ議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレントヲ望ミマス

○議長（小山松壽君）議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長（小山松壽君）御異議ナシト認メス、仍テ日程ハ追加セラレマシタ——日本發送電株式會社法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長田中万逸君

日本發送電株式會社法中改正法律案
(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

一 日本發送電株式會社法中改正法律案
（政府提出）

在ノ又陰ニ於テ沙ノハシニノルノ日晴沙至
候此段及報告候也

委員長

田中
万逸

○田中万逸者 只今議題トナリマシタ日本
發送電株式會社法中改正法律案ノ委員會ニ

於ケル經過竝ニ結果ヲ御報告致シマス、本
案ハ現下ノ緊迫セル内外ノ情勢ニ鑑ミ、日
本發送電株式會社運營ノ基礎ヲ改善強化シ、

以テ國防產業ノ礎石トモ謂フベキ電力ノ生産配給ヲ整備致シ、高度國防國家體制ニ即應スペキ時局下緊急ノ法案デアリマス、而シテ法案ソレ自體ハ頗ル簡単ナモノデアリ

マシテ、其ノ改正ノ要旨ハ次ノ三點ニ盡キ
ルノデアリマス、其ノ第一ハ、從來行ヒ來ツ
タ四分ノ配當補給ヲ六分ニ引上ガルコト、要ハ
第二ハ、基礎產業トシテノ電力原價ノ昂騰
ヲ抑止スルガ爲メ、新設發電設備ニ對スル
免稅ノ特典ヲ附與スルコト、第三ハ、日本
發送電株式會社ニ出資シタル株式ノ價格ニ
關シ課稅上特別ノ措置ヲナシ出資ヲ圓滑ナ
ラシムルコト、以上ノ三點ガ本案改正ノ要
旨デアリマス、然ル所電力國家管理ノ中権
實務機關デアル日本發送電株式會社其ノ後
ノ業績竝ニ樺太及ビ北海道ニ於ケル石炭礦
區ノ買收等、第七十五議會ニ於テ盛ニ論
議致サレマシタ其ノ餘燼尙ホ未ダ冷メズ、
再ビ焰ヲ上ゲマシテ、眞摯熱誠ノ裡ニ相當
緊張セル質疑應答ヲ上下シ、更ニ時局ノ重
大性ニ鑑ミ祕密會ヲモ開キマシテ、最近ニ
於ケル電力開發ノ實情及ビ電力需給ノ模様
等ヲ、政府當局ヨリ懇切ナル説明ヲ聽取致
シタノデアリマス、隨テ委員會ハ前後六日
間ニ瓦リマシテ充實且ツハ熱心ノ間ニ審議
報告ヲ申上ゲタイト存ジマス

其ノ第一へ、發送電會社法ヲ改正シ政府ノ
保護ヲ厚クスル前ニ、會社自體ノ建直リヲ圖
ルベキガ當然デハナイカ、而シテ其ノ補給ノ
方法如何ト云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ、
發送電會社ノ建直シノ必要ナコトハ、同會社
ノ特殊性竝ニ其ノ重要ノ使命ニ顧ミ固ヨリ
ノコトデアツテ、之ニ付テハ曩ニ決定シタ
ル經濟新體制要綱ニ則リ、新總裁ヲ全面的
ニ信賴シ、政府ニ於テモ出來得ル限リノ方
策ヲ講ジ、内外呼應シテ會社ノ建直シヲ圖
ラネバナラズ、又現ニ圖リツツアル次第デア
ツテ、本案ヲ提出シタノモ亦其ノ方策ノ一ツ
デアル、又殘存水火力設備ヲ發送電會社ニ統
合シテ、發送電ノ綜合運營ヲ一層完全ナラシ
ムルト同時ニ、渴水、石炭昂騰ノ影響ガ獨リ

發送電會社ノ負擔トナルガ如キ制度モ改メ
テ行キタイト考ヘテ居ル、此ノ意味ニ於テ
配電會社ニ對スル卸賣料金ハ之ヲ調整スル
必要ガアル、併シ政府ハ直接消費者ニ對ス
ル電氣料金ニ對シテ原則トシテハ値上ヲ致
サナイ、但シ配電會社ニ對スル卸賣料金調
整ノ結果ガ、消費者ニ轉嫁セラレルヤウナ
コトガナイヤウ、配電會社自體ヲモ統合強
化スル必要ガアル、更ニ補給金ノ制度ハ本
會社ノ特殊性デアツテ、殊ニ其ノ設立ノ經
緯ニ照ラシ、投資ノ安全ヲ保障スルノガ其
ノ趣旨デアル、會社運營ノ上カラ言ヘバ、
補給金ニ依ルコトナク、一日モ速カニ自力
ヲ以テ豫定ノ配當ヲナシ得ルヤウ、凡ニユ
改善ト努力ヲ拂ハネバナラズ、又現ニ左様
致シツツアル次第デアルガ、併シ差向キノ
所ハ或ル程度ノ補給金ノ支出ヲ要スルモノ
ト認メル、ソレデ其ノ中十六年度上期分ニ
付テハ、近ク追加豫算トシテ本議會ニ提出
致ス積リデアルトノ答辯ガアツタノデアリ
マス

次ニ配電ノ統合及ビ發送電ノ統合ニ付テ
ハ、其ノ必要ヲ認ムルモ、此ノ緊迫セル戰
時ニ於テ之ヲ實行スルコトハ、却テ混亂
ヲ招キ、延イテハ餘弊ヲ生ズルガ如キコト
ハナイカ、又之ヲ實行スルトセバ、如何ナ
ル法規ニ基キ、如何ナル方法ニ依リ、又如
何ナル程度ト範圍ニ於テ行ハレントスルノ
デアルカトノ問ニ對シマシテ、政府ハ高度
國防國家ノ體制ヲ整備スル爲メ、發送電及
比配電ヲ統合シ、電力動員、消費規正ヲ確
實ニ實施シ得ル組織ヲ整ヘルコトハ、必須
ノ事柄デアルト考ヘテ居ル、又發送電設備
ノ統合ニ付テハ、現行電力管理法ノ施行令
ヲ改正シ、出資設備ノ範圍ヲ擴ゲル考ヘデ
アルガ、統合ノ方法ニ付テハ關係法令ニ基
ク出資合併等ノ方法ガ考ヘラレル、統合ノ
範圍ハ主要發送電設備デアツテ、綜合運
輸ニ必要ナルモノヲ致スノデアルガ、具體的
ニハ目下調査中デアル、次ニ配電ノ統合ニ
付テハ、單行法提出ノ場合ハ、其ノ法律ニ

基キ全國ヲ數「ブロック」ニ分ツテ、全配電事
業ヲ統合スル考ヘデアツタガ、單行法ノ提
出ヲ見合セタ今日ニ於テハ、電氣關係ノ法
律又ハ總勅員法其ノ他ノ法令ヲ援用シ、全
國數箇所ノ地域ニ分ツテ統合スルコトス
ル積リデアル、而シテ其ノ實現ニ付テハ是
又經濟新體制ノ趣旨ニ則リ、各地域毎ニ指
導的ノ中心人物ヲ民間ヨリ選定致シ、其ノ
人ノ責任ニ於テ統合ヲ成就致シタイ、其ノ
具體的ノ方法等ハ關係官民ノ意見ヲ徵シ萬
全ヲ期シタイ所存デアルガ、相當大規模ノ
統合デアルガ故ニ、全部自主的ニ運バレル
モノトハ考ヘテ居ナイ、政府法令ノ許ス限
リハニ力ヲ貸ス積リデアル、即チ法ノ力
ヲ與ヘル必要ガアルモノト考ヘルトノ答辯
ヲ承ツタノデアリマス

第三ハ發送電建直シノ問題ニ關聯致シマ
シテ、特ニ二、三ノ委員ヨリ樺太及ビ北海道ニ
於ケル炭山買收ノ問題ニ付キ世上種々な惑
惑が喧傳セラレ、就中當時ノ要路ノ大官ニ
對シ沟ニ言フニ忍ビザル「デマ」ガ傳ヘラレ、
一年有餘ノ長年月ニ瓦リ世人ヲ疑惑ニ雲ニ
包ミ去ツタ所謂炭山買收代金中、約數百万
圓ガ、是等要路ノ大官ノ間ニ撒布セラレタ
ト云フ浮説ニ付キマシテ、司法當局ニ質サ
レマシタ、之ニ對シ司法當局ハ斯カル要路
ノ大官ニ對スル惑説ハ今日マデ根據ノナキ
浮説ニ過ギナイ旨ヲ明言サレマシタ、更ニ
日本發送電株式會社設立當時ノ遞信大臣鹽
野季彥氏、同ジク遞信大臣永井柳太郎氏、
伯爵有馬賴寧氏ノ四氏ハ、此ノ樺太、北海
道ニ於ケル炭山買收問題ニ關シテ何等ノ嫌
疑ヲ受ケタルコトハナク、勿論取調ヲ受ケ
タル事實モナク、更ニ又参考人トシテ取調
ヲ受ケタルコトモナイト云フ答辯ニ接シ、
私ハ多年陰慘ナル妖雲ニ包マレツツアツタ
ノ全貌が明晰ニセラレタコトハ、帝國議會ノ
權威ノ上ヨリ見テ洵ニ愉快ノ至リデアルト
ジマス（拍手）但シ樺太ニ於ケル炭山ノ買收

○服部崎市君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開
キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り
可決セラレシコトヲ望ミマス

○議長（小山松壽君） 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

日本發送電株式會社法中改正法律案 第二讀會（確定議）

○議長（小山松壽君） 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決確定致シマシタ

○服部崎市君 議事日程追加ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提出、關稅定率法中改正法律案、昭和十一年法律第五十七號改正法律案、相續稅法中改正法律案、及ビ臨時利得稅法中改正法律案ノ四案ヲ一括議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレントラ希望ミマス

○議長（小山松壽君） 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ追加セラレマシタ——關稅定率法中改正法律案、昭和十二年法律第五十七號改正法律案、相續稅法中改正法律案シテ第一讀會ノ續キヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長倉元要一君

關稅定率法中改正法律案（政府提出）

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ追加セラレマシタ——關稅定率法中改正法律案、昭和十二年法律第五十七號改正法律案シテ第一讀會ノ續キヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長倉元要一君

昭和十六年二月八日 委員長 倉元 要一 衆議院議長 小山松壽殿 報告書
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月八日 委員長 倉元 要一 衆議院議長 小山松壽殿 報告書

一相續稅法中改正法律案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月八日 委員長 倉元 要一 衆議院議長 小山松壽殿 報告書

一相續稅法中改正法律案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月八日 委員長 倉元 要一 衆議院議長 小山松壽殿 報告書

一相續稅法中改正法律案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月八日 委員長 倉元 要一 衆議院議長 小山松壽殿 報告書

一相續稅法中改正法律案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月八日 委員長 倉元 要一 衆議院議長 小山松壽殿 報告書

一相續稅法中改正法律案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月八日 委員長 倉元 要一 衆議院議長 小山松壽殿 報告書

一相續稅法中改正法律案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月八日 委員長 倉元 要一 衆議院議長 小山松壽殿 報告書

一相續稅法中改正法律案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月八日 委員長 倉元 要一 衆議院議長 小山松壽殿 報告書

一相續稅法中改正法律案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月八日 委員長 倉元 要一 衆議院議長 小山松壽殿 報告書

一相續稅法中改正法律案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月八日 委員長 倉元 要一 衆議院議長 小山松壽殿 報告書

一相續稅法中改正法律案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月八日 委員長 倉元 要一 衆議院議長 小山松壽殿 報告書

一相續稅法中改正法律案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月八日 委員長 倉元 要一 衆議院議長 小山松壽殿 報告書

一相續稅法中改正法律案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月八日 委員長 倉元 要一 衆議院議長 小山松壽殿 報告書

一相續稅法中改正法律案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月八日 委員長 倉元 要一 衆議院議長 小山松壽殿 報告書

一相續稅法中改正法律案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月八日 委員長 倉元 要一 衆議院議長 小山松壽殿 報告書

一相續稅法中改正法律案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月八日 委員長 倉元 要一 衆議院議長 小山松壽殿 報告書

等ヲ現下ノ諸情勢ニ適合スル如ク改タルコト、是ガ第三デアリマス、第四ニ酒精ノ原料ノ輸入稅ヲ免除スルコト等デアリマシテ、以上ノ改正事項ニ關シマシテハ、政府ヨリ詳細ナル説明ヲ徵シタノデアリマス、ソレ委員諸君ヨリ熱心ナル質問ガアツタノゾレアリマスガ、其ノ主ナルモノヲ申上ゲタイトイ思ヒマス
先づ近接地域ニ對スル關稅ノ問題ニ付テノ質問ニ對シマシテハ、即チ近接地域トハ接壤地域ヨリモ廣く解釋スペキデアツテ、斯カル地域ノ生産品ノ輸入ヲ圓滑ナラシムル爲メ、新タニ關稅ノ低減又ハ免除ヲナシ得ル旨ノ規定ヲ設ケルモノデアルトノ政府ノ答辯デアリマシタ、尙ホ此ノ點ニ關シテハタルニ祕密會ヲ開キマシテ、政府ヨリ詳細ナル説明ヲ得タニ次第デアリマス、其ノ外酒精ノ原料ヲ免除スル越日迄ニ之ニ關聯致シマシテ、他ノ液體燃料ノ原料ニ對スル關稅上ノ處置等ニ付テノ質問及ビ希望意見ノ開陳ガアリマシタ、又砂糖ノ配給給其ノ他ニ關シマシテモ質問ガアツタノデアリマス、次ニ昭和十二年法律第五十七號ノ改正法律案デアリマスガ、是ハ同法ニ依ツテ鐵ノ輸入稅ハ、昭和十六年六月三十日まで免除サレルコトニナツテ居リマス所、之ヲ更ニ當分ノ内延長セントスルモノデアリマシテ、本案ハ本邦ニ於ケル鐵ノ生産輸入需給等ノ現狀ニ顧ミテ、之ヲ提出シタモノデアルトノ政府ノ説明ニ對シマシテ、鐵ノ生産輸入配給等ノ諸點ニ關シ、詳細ニ質問ガアリマシテ、而モ是ガ爲ニハ祕密會ヲ開イテ、政事ヨリ詳細ナル説明ヲ徵シタ次第デアリマス、次ニ相續稅法中改正法律案ニ付テ御報告致シタトイ思ヒマス
次ニ相續稅法中改正法律案ニ付テ御報告致シタトイ思ヒマス、本案ハ相續稅ニ付キ不動產ニ依ル物納ノ制度ヲ認メントスルモノデアリマス、昨年ノ第七十五回帝國議會ニ於テ、中央地方ヲ通ズル稅制ノ一般的改正ノ一部トシテ、相續稅ノ增徵案が提出セラレタノデアリマス、之ニ關シテ審議ガ行ハレタ際相續稅ニ付テハ物納ノ制度ヲ創設スベキデアリマス、但シ本邦ニ近接セル地域ノ生産品ニ對シ、勅令ヲ以テ關稅ヲ低減又ハ免除スルコトガ出來ルヤウニ致ス爲メ新タニ一ノ名稱ヲ炭化水素油ニ改メ、其ノ稅率ノ區分

アリ、政府モ亦考究ヲ約サレタコトハ諸君御承知ノ通リデアリマス、其ノ後政府ニ於

テハ相續稅物納制度調査會ヲ設ケラレマシテ、銳意考究セラレタ結果、成案ヲ得テ今

相續稅ヲ納付スルコトヲ認メウト云フノシタ、其ノ主ナルモノヲ御報告申上ゲマシテ、改正案ニ依リマスレバ、相續財產ノ狀況ニ

依リ、稅金ノ納付ガ容易ニシテ、物納ヲ許可スルノ必要ナシト認ムル時ハ、政府ハ相

續稅審査委員會ノ諮詢ヲ經テ、物納ヲ許可スルコトヲ得ルコトナツテ居ルノデア

リマス、之ニ關聯シテ委員ヨリ相續稅ノ物納ヲ拒否ハナカトノ質問ガアツタノデアルガ、稅金ノ納付ガ

ノト考ヘテ居ツタノデアルガ、稅金ノ納付ガ

容易デアルカラト云フ理由デ、物納ヲ拒否サレタノデハ、其ノ目的ヲ達シ得ナイノデ

理ガアツタ、モノヲ是正スル爲ニ必要ナモア

ルト云フ場合ニ於テハ、納稅上ノ困難アリマス、之ニ付テナツテ居リマス所、之ヲ更ニ當分ノ内延長セントスルモノデアリマシテ、本案ハ本邦ニ於ケル鐵ノ生産輸入需給等ノ現狀ニ顧ミテ、之ヲ提出シタモノデアルトノ政府ノ説明ニ對シマシテ、鐵ノ生産輸入配給等ノ諸點ニ關シ、詳細ニ質問ガアリマシテ、而モ是ガ爲ニハ祕密會ヲ開イテ、政事ヨリ詳細ナル説明ヲ徵シタ次第デアリマス、次ニ相續稅法中改正法律案ニ付テ御報告致シタトイ思ヒマス
次ニ相續稅法中改正法律案ニ付キ不動產ニ依ル物納ノ制度ヲ認メントスルモノデアリマス、之ニ付キ物納ノ評價ニ直接ノ目的トスルモノデナインゾアリマス、ト認メラレナカト、相續稅審査委員會ノ諮詢ヲ經テ、物納ヲ許可セザルコトヲ得ルコトニ致シタノデアル、相續稅產中ニ比較的多くの占ムル場合ニ於テ、納稅者ノ納稅上ノ困難ヲ緩和スルコトトモ自然不動產ノ評價ニ一層慎重ヲ期スルコトトナリ

マスカラ、本制度ノ反射的效果トシテ、自然ニ穩健ナル評價ヲナスコトニナルモノト考ヘルトノ答辯ガアリマシタ

次ニ臨時利得稅法中改正法律案ニ付テ申上ゲマス、今回關東州ニ於テ新タニ個人ニ對シ臨時利得稅ヲ賦課スルコニナツタノニ關聯シテ、重複課稅ヲ避クル爲ニ、臨時利得稅法ヲ改正セントスルモノダアリマス、其ノ臨時利得稅法第三十一条ノ第三項デアリマスガ、御参考ニ其ノ三項ヲ茲ニ申上ガマス、「朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ利得ニ付テハ命令ノ定ム所ニ依リ臨時利得稅ヲ課セズ」此ノ「朝鮮、臺灣」ノ下ニ「關東州」ト云モノガ入ル次第ニアリマス

斯クシテ審議ヲ終リマシテ、小畠虎之助君ヨリ、討論ヲ用ヒズシテ採擇ニ入ルコトノ動議ガ出マシテ、満場一致ニ賛成ガアリマシテ直チニ採擇ニ入り、四案トモ政府原案通リニ可決致シタ次第ニアリマス、以上報告致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 四案ノ第一讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ四案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(小山松壽君) 上報告致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) フモノガ入ル次第ニアリマス

○議長(小山松壽君) 斯クシテ審議ヲ終リマシテ、小畠虎之助君ヨリ、討論ヲ用ヒズシテ採擇ニ入ルコトノ動議ガ出マシテ、満場一致ニ賛成ガアリマシテ直チニ採擇ニ入り、四案トモ政府原案通リニ可決致シタ次第ニアリマス、以上報告致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) ハモノガ入ル次第ニアリマス

○議長(小山松壽君) 〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレントヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異

○議長(小山松壽君) 〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異

○議長(小山松壽君) 別ニ御發議モアリマス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通じテ、御異議ナシト認メマス

○議長(小山松壽君) 〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

ニ付テ、嚴重ナル檢討ヲ加ヘラレマシタ、今ト共ニ、我ガ國力北方發展ノ基礎確立ノ爲

セヌ、今後更ニ積極的ニ開拓民誘致方策ニ付

セヌ、第三讀會ヲ省略シテ、四案トモ委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)

○議長(小山松壽君) 別ニ御發議モアリマス、本會社創業ノ曉ニハ、多量ノ資金、資材及ビ労力等ヲ必要トスル、是ガ爲ニ他ノ民間事業ヲ壓迫スルノ處ハナイカト云フ質問ニ對シマシテ、石炭ノ採掘ハ時局下最モ重要ナル事業デアツテ、資材ニ付テハ之ヲ重點主義ニ依ツテ配給セラレルノデアル、本會社ト他ノ民間事業トノ間ニ差別待遇ハシ要ナル事業デアツテ、採擇ニ入リ、全會一致、本會ハ政府提出原案

ト云フ答辯ガアリマシタ、次ニ又内外地林政ノ統一ヲナス考へハナイカトノ質問ニ對シマシテハ、開發途上ニアル樺太トシテハス、仍テ日程ハ追加セラレマシタ——委員長沖島鑑三君

○議長(小山松壽君) 〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

ニ付テ、嚴重ナル檢討ヲ加ヘラレマシタ、今ト共ニ、我ガ國力北方發展ノ基礎確立ノ爲

セヌ、今後更ニ積極的ニ開拓民誘致方策ニ付

セヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)

○議長(小山松壽君) 〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 〔異議ナシト呼ブ者アリ〕